

増毛町まちづくりプラン

増毛町総合計画
総合戦略

令和2（2020）年度－令和6（2024）年度

だれもが住みたい・住み続けたい
ふるさと増毛をめざして



町の鳥 カモメ（ウミネコ）



町の花 サクラ（オオヤマザクラ）



町の木 ナナカマド

町の色 ビビッドブルー

町名の由来

増毛町の語源は、アイヌ語のマシケイより転訛したもので、鯨が群来ると海一面に鷗が群れ飛ぶ様子を表した「鷗の多いところ」の意味です。

沿革

宝暦元（1751）年に村山伝兵衛が函館奉行所よりマシケ場所を請負い、交易が始って和人が定着し始めました。

明治33（1900）年7月、1級町村制が施行され、その行政区域は増毛郡一円を増毛町とし、一郡一町として誕生して現在に至ります。

令和2（2020）年は、町制施行120周年の記念の年となります。

地勢

増毛町は、北海道西海岸の日本海に面し、留萌振興局管内の南端に位置し、東は留萌市、南は北竜町、雨竜町、新十津川町、石狩市に接しています。

南北24.4 km、東西30.2 km、北西には38 kmの海岸線を有し、やや方形をなし、面積は369.71k㎡で、東京都のおよそ6分の1となっています。

南には、国定公園に指定されている暑寒別岳を主峰とする増毛山地が広がり、北西部は、日本海に面しています。

山地から流れ出る暑寒別川は短く急流であり、狭い堆積平野をつくり、海岸線から市街地を形成しています。



気候

日本海に面する増毛町は、北海道西海岸特有の海洋性気候で、冬期間は風雪を伴う季節風が強いものの、夏期は温暖な気候に恵まれ、水稲・果樹を主体とする農作物の栽培が営まれています。

町の花 サクラ（オオヤマザクラ）

バラ科サクラ属ヤマザクラの一種。花卉が広く淡紅色の花はヤマザクラより濃く美しく、新緑の山あいの中では、登山に訪れた人々の目を楽しませます。

自然に恵まれた私たちの町を象徴する花です。

町の木 ナナカマド

バラ科ナナカマド属の落葉小高木。春には、爽やかな香りを放ち、秋には真っ赤な実を結びます。材質は堅く燃えにくいいため、カマドに7度入れても灰にならないことから、この名がついています。

北国に生きる私たちの粘り強さを表すにふさわしい木です。

町の鳥 カモメ（ウミネコ）

チドリ目カモメ亜科の海鳥。他のカモメが冬鳥として飛来するのに対して、ウミネコだけは日本で繁殖します。白を基調とし青灰色と黒のコントラストが海の青さにマッチし、美しい海岸になくなくてはならないこの鳥は、海を愛する増毛町民が大切にしている鳥です。

町の色 ビビッドブルー（vivid blue 鮮やかで冴えた青）

活力にあふれて生き生きとした青は、増毛町を象徴するのにふさわしい色です。

町長挨拶

ご挨拶

「だれもが住みたい・住み続けたい ふるさと増毛をめざして」

これは、私が平成27年2月に増毛町長に就任した時から一貫して掲げてきました、まちづくりのテーマでございます。

本町は近年、著しい人口減少に直面し、古くからあった商店、スーパーが閉店するなど、年々町の中が寂しくなっております。

しかしながら、新規に開店する飲食店や地域おこし協力隊等による移住者も増えておりますので、増毛町でチャレンジする人々を応援し、活気あるまちを次世代に繋げるために、新しいまちづくりプランを策定しました。

新しいまちづくりプランは、増毛町に住む人、働く人、訪れる人、本町に関わりのある全ての人々を大切にし、希望を叶える施策によって、人口減少の進行を抑制し、町内経済、産業を活性化するため、総合計画に総合戦略を組み入れ、柔軟性を確保するために計画期間を5カ年とし、5つの基本目標を柱に構成されております。

基本目標1「自然の恵みを活かすまちづくり」により、日本海の豊かな漁場と、増毛山地に抱かれた肥沃な大地に根ざした産業を発展させ、食・歴史を活かしたおもてなしの観光を進めてまいります。

基本目標2「元気で長生きできるまちづくり」により、積極的な健康づくりを展開することで、いつまでも元気に活躍できるまちを目指します。

基本目標3「安心安全に暮らせるまちづくり」により、快適に安心して暮らせる生活基盤サービスを提供いたします。

基本目標4「豊かな心と文化を育むまちづくり」により、豊かな自然と深い歴史に触れ、郷土を想い、人を思いやる心を育てます。

基本目標5「町民が主人公のまちづくり」により、町民、そして本町に関わる全ての人を大切にし、増毛町の魅力を伝えます。

これら5つの基本目標の達成に向け、町政を進めてまいります。

本年は明治33（1900）年に町制が施行され、120周年目を迎える節目の年であります。

先人が築き上げた増毛町を将来に引き継ぐため、職員と共にまちづくりにまい進いたしますので、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

計画策定にあたり、新まちづくりプラン策定合同会議委員各位、町民アンケートにご協力頂いた皆様に感謝申し上げます、結びとさせていただきます。

令和2年3月



目次

第1部 基本構想

第1章 総合計画と総合戦略

- 第1節 総合計画(1) 1
- 第2節 総合戦略(1) 1
- 第3節 計画の名称及び基本テーマ、構成、期間(1) 2
- 第4節 まちづくりプランの位置づけ(1) 2
- 第5節 KPIによる施策の進捗、成果の把握、公表、見直し(1) 2

第2章 増毛町の現状と将来推計

- 第1節 人口・年齢構成(1) 3
- 第2節 財政(1) 4

第3章 増毛町が目指す姿

- 第1節 まちづくりの基本目標・テーマ(1) 5



秋の暑寒別川

第2部 基本計画

第1章 自然の恵みを活かすまちづくり

- 第1節 農林業(2) 1-1
- 第2節 漁業(2) 1-5
- 第3節 商工業(2) 1-7
- 第4節 雇用(2) 1-9
- 第5節 観光(2) 1-11

第2章 元気で長生きできるまちづくり

- 第1節 病気の予防・健康づくり(2) 2-1
- 第2節 医療(2) 2-3
- 第3節 結婚・出産・子育て支援(2) 2-5
- 第4節 高齢者福祉(2) 2-7
- 第5節 地域福祉(2) 2-9
- 第6節 障がい者福祉(2) 2-11
- 第7節 社会保障（保険制度）(2) 2-13

目次

第3章 安心安全に暮らせるまちづくり

第1節 生活環境	・・・(2) 3-1
第2節 道路・交通	・・・(2) 3-5
第3節 住環境	・・・(2) 3-7
第4節 上・下水道	・・・(2) 3-9
第5節 情報通信	・・・(2) 3-11
第6節 消防	・・・(2) 3-13
第7節 防災・交通安全・防犯	・・・(2) 3-15
第8節 港湾・漁港	・・・(2) 3-19
第9節 土地活用と公共施設	・・・(2) 3-21

第4章 豊かな心と文化を育むまちづくり

第1節 幼児教育・保育	・・・(2) 4-1
第2節 学校教育	・・・(2) 4-3
第3節 生涯学習	・・・(2) 4-5
第4節 生涯スポーツ	・・・(2) 4-6
第5節 歴史・郷土文化	・・・(2) 4-7

第5章 町民が主人公のまちづくり

第1節 コミュニティ	・・・(2) 5-1
第2節 移住・定住・人口対策	・・・(2) 5-2
第3節 財政運営	・・・(2) 5-4

第3部 付録

町民アンケートについて	・・・(3) 1
まちづくりプラン策定合同会議	・・・(3) 13



初夏の暑寒別岳

第1部 基本構想

第1章 総合計画と総合戦略

第1節 総合計画

総合計画とは、自治体が策定する全ての計画の指針となり、まちづくりに関する計画の最上位に位置づけられ、町づくりの方針である「基本構想」と、これに基づく「基本計画」「実施計画」で構成される計画です。

増毛町では昭和47（1972）年に「増毛町総合振興計画」を策定し、以来10年間で1期間として総合計画を策定し、今回は平成22（'10）年度から令和元（'19）年度まで「地域力を活かし確かな未来へ 住んで誇りに思える故郷をめざして」を基本テーマに6つの基本目標を掲げてまちづくりを進めてきました。

人口減少問題が国全体の課題となっているなか、増毛町においても直近の国勢調査では平成27（'15）年に人口が4,497人となり、平成17（'05）年の5,708人と比較すると10年間で1,211人、21.2%減と人口減少が急激に進んでいるため、今期の総合計画は各分野各施策を結集し、人口減少を抑えることを目標に、町民アンケートと計画策定委員から出された町の課題について対策し、町民の満足度の向上を図ることを目的に策定します。

また、各種課題に対し柔軟に対応するために計画期間をこれまでの10年間から5年間で1期間とし、令和2（'20）年度から令和6（'24）年度を計画期間として策定します。

第2節 総合戦略

総合戦略とは、人口減少対策と地方創生の推進を目的として国が定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を自治体において実施するためのものです。

増毛町では平成27（'15）年度に平成31（'19）年度までの「増毛町総合戦略」を「だれもが住みたい・住み続けたい ふるさと増毛をめざして」を基本テーマとし、5つの基本目標にて策定し、人口減少対策、地方創生を進めてきました。

今期の総合戦略は、人口減少対策と地方創生による経済の振興を目標とする総合計画と目指す姿が同一のため、総合計画と総合戦略を一体で策定します。

総合計画策定の経過	
昭和47（1972）年	増毛町総合振興計画
昭和56（1981）年	増毛町新総合計画
平成2（1990）年	増毛町まちづくりプラン
平成12（2000）年	増毛町まちづくりプラン
平成22（2010）年	増毛町まちづくりプラン

総合戦略策定の経過	
平成28（2016）年	増毛町総合戦略

第1部 基本構想

第3節 計画の名称及び基本テーマ、構成、期間

1. 名称

増毛町総合計画・総合戦略の名称は「増毛町まちづくりプラン」とします。

2. 基本テーマ

増毛町まちづくりプランの基本テーマは「だれもが住みたい・住み続けたいふるさと増毛をめざして」とします。

3. 構成

増毛町まちづくりプランの構成は「基本構想」「基本計画」「実施計画」とし、実施計画は基本計画内の「施策の内容」として記し、全ての節でKPIを設定します。

4. 期間

増毛町まちづくりプランの期間は令和2（'20）年度から令和6（'24）年度までの5年間とします。

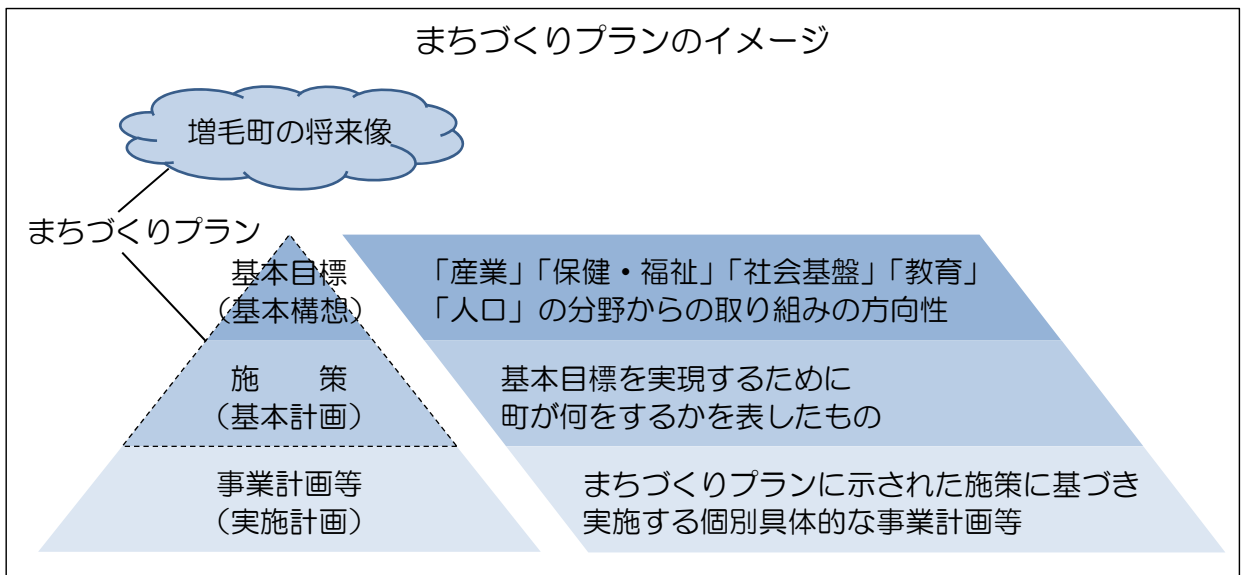
第4節 まちづくりプランの位置づけ

増毛町まちづくりプランは、町が策定する各分野の計画の最上位計画であり、町の将来を展望し、町民生活の安定を守るという行政の第一義的責任を果たすために、町民サービス、経済、人口の維持発展と財政の調和が図られた事業を持続的に運営するための指針となる計画と位置づけます。

第5節 KPIによる施策の進捗、成果の把握、公表、見直し

前回のまちづくりプラン開始時の平成22（'10）年に5%であった消費税が10%になるなど、国民の負担が増えるなか、行政運営の効率化や成果の見える化が求められており、今まちづくりプランでは基本計画の各節において施策に関する重要業績評価指標（KPI）を設定することにより、事業の進捗や成果を分かりやすく把握し、結果をホームページ等で公表します。

また、KPIの達成状況等に鑑みて、施策の内容や目標を柔軟に見直します。



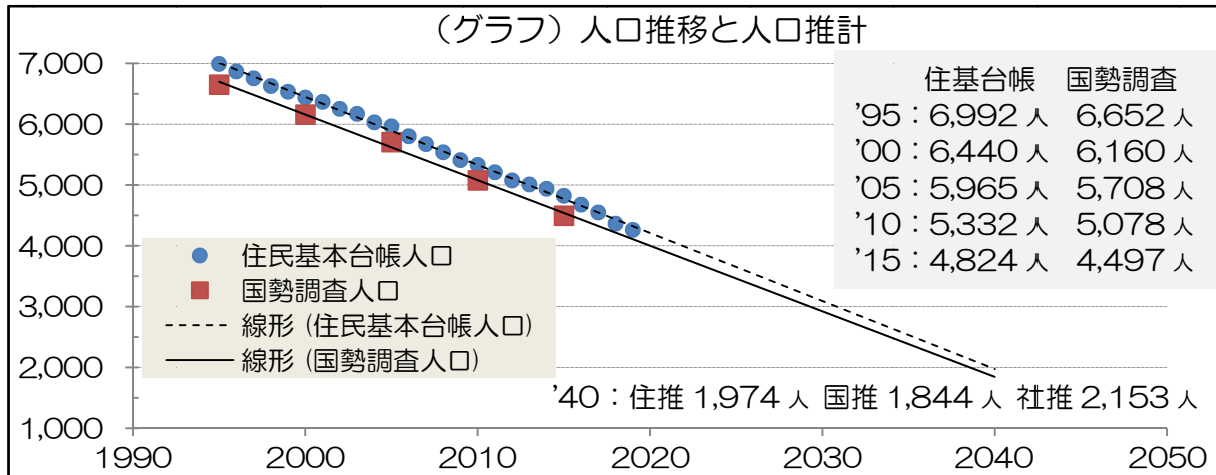
第1部 基本構想

第2章 増毛町の現状と将来推計

第1節 人口・年齢構成

増毛町の人口はニシン漁終期の昭和31(1956)年に最大17,275人を数えました。

平成7(1995)年から令和元(’19)年までの人口推移をみると、年間約110人ずつ減少しており、まちづくりプランの策定にあたっては人口減少の速度を緩和しつつ、町民生活の利便性と町内経済の活気を保つための計画策定が求められます。



現在の進捗で人口が減少した場合、20年後の2040年には、住民基本台帳人口では1,974人、国勢調査人口では1,844人となると推計されます。(グラフ)

また国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が平成30(’18)年に実施した推計では、2040年には2,153人になると推計されています。

いずれの推計でも、平成30(’19)年1月1日の住民基本台帳人口4,262人から20年余りで人口は半減する見込みです。

また、社人研の推計では、年齢構成の割合は64歳以下が減少し、65歳以上、特に85歳以上が大幅に増加する見込みであり(表)、人口推計と合わせると85歳以上の人口のみ2015年と同程度となり、84歳以下の人口は減少すると見込まれます。(参考)

(表) 年齢区分別人口割合

年齢	0~19	20~39	40~64	65~74	75~84	85~
2015実績	11.6%	14.2%	32.1%	18.2%	15.1%	8.8%
2040推計	8.7%	9.2%	27.5%	19.0%	17.6%	18.0%

(参考) ’15年の人口を100人とした場合の’40年の年齢区分別人口

年齢区分	2015実績	2040推計
0~19	11人	9人
20~39	14人	9人
40~64	32人	28人
65~74	18人	19人
75~84	15人	18人
85~	9人	18人

第1部 基本構想

第2節 財政

増毛町の財政について、一般会計の歳入は50億円弱で推移しており、町税を主とする自主財源が約30%、地方交付税を主とする依存財源が約70%で構成されています。

財政指標の一つである実質収支比率は、長期的に財政収支の均衡を保持し、財政の健全性を維持していくための水準を表す指標となりますが、平成29、30（'17、'18）年度は3%前半となっており、平成27、28（'15、'16）年度と比較すると減少傾向にありますので、注視が必要です。

また経常収支比率が上昇すると、町の独自の施策を実施する際に貯金（基金）の取り崩しや、借金（起債）をする必要に迫られますが、平成29、30（'17、'18）年度は平成27、28（'15、'16）年度と比較すると上昇基調にありますので、48億円弱で推移している歳出についても、施設老朽化に伴う補修や社会保障費の上昇等、今後避けられない負担を考慮すると、事業の計画、実施にあたっては費用対効果を検討し、優先順位をつけて実施し、事業の成果を客観的指標で評価する必要があります。

（表）財源構成の状況（一般会計歳入）

（単位：千円、%）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
自主財源	町 税	371,437	363,783	378,934	378,171	374,099
	財 産 収 入	13,528	13,391	11,887	19,641	18,968
	諸 収 入	129,481	113,160	116,674	114,596	89,503
	そ の 他	539,069	858,743	1,194,123	1,020,902	963,581
	小 計	1,053,515	1,349,077	1,701,618	1,533,310	1,446,151
	割 合 (%)	21.9	27.4	30.8	30.4	29.6
依存財源	地方交付税	2,723,247	2,720,615	2,643,302	2,529,350	2,434,898
	国庫支出金	199,107	223,241	298,368	272,659	245,487
	道支出金	190,108	163,628	196,233	180,744	190,519
	その他交付金	110,329	151,349	135,538	142,224	141,947
	町 債	530,586	319,748	543,687	391,969	424,871
	小 計	3,753,377	3,578,581	3,817,128	3,516,946	3,437,722
割 合 (%)	78.1	72.6	69.2	69.6	70.4	
合 計	4,806,892	4,927,658	5,518,746	5,050,256	4,883,873	

（表）財政指標等（一般会計）

（単位：千円、%）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
歳 入 決 算 額	4,806,892	4,927,658	5,518,746	5,050,256	4,883,873	
歳 出 決 算 額	4,642,557	4,721,627	5,336,060	4,944,597	4,784,935	
実 質 収 支 比 率	4.9	6.1	5.7	3.3	3.2	
財 政 力 指 数	（ 3 年 ）	0.130	0.133	0.137	0.143	0.148
	（ 単 年 ）	0.133	0.138	0.141	0.149	0.155
経常収支比率	（ 全 体 ）	87.2	82.4	83.5	87.9	90.3
	（ 人 件 費 ）	30.3	29.8	29.0	30.9	32.2
	（ 物 件 費 ）	9.6	9.1	10.4	10.8	11.5
	（ 維 持 補 修 費 ）	3.0	3.1	3.1	3.8	3.9
	（ 扶 助 費 ）	4.2	3.6	3.1	3.2	3.1
	（ 補 助 費 等 ）	4.1	4.0	5.0	6.0	6.3
	（ 公 債 費 ）	24.9	22.8	22.2	22.5	22.7
	（ 繰 出 金 ）	10.8	9.9	10.6	10.5	10.5
財 政 調 整 基 金 残 高	1,368,919	1,521,745	1,688,411	1,784,073	1,834,050	
一 般 会 計 公 債 費 残 高	5,347,846	4,941,092	4,782,186	4,475,865	4,206,346	

第1部 基本構想

第3章 増毛町が目指す姿

第1節 まちづくりの基本目標・テーマ

増毛町の人口・財政データ、町民アンケートを踏まえ、産業、健康、暮らし、文化、人との繋がり各分野において、人口減少と年齢構成の変化に対応し、財政の均衡を図り、町民と役場職員が知恵と力を出し合い、まちづくりプランの基本テーマである「だれもが住みたい・住み続けたい ふるさと増毛をめざして」を実現するために各施策を計画、実施します。

基本目標1. 自然の恵みを活かすまちづくり

増毛町は日本海の豊かな漁場と、増毛山地に抱かれた肥沃な大地が生み出す自然の恵みを産業の基盤として発展し、食・歴史を活かした観光や町民生活を支える製造業、商業、各種サービス業が一体となり町が形づくられています。

魚種交替への対応や土地にあった作物品種の選定、観光施設の整備等、たゆまぬ努力と工夫を重ねてまちづくりが進められてきましたが、人口流出と高齢化により担い手が不足するという課題が全ての業種において顕在化しているため、人口減少対策と各産業の維持発展を目標にまちづくりを進めます。

[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
6次産業化件数	件	1	1	1	1	2	2	2	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

基本目標2. 元気で長生きできるまちづくり

増毛町には果樹農業やホタテ漁業など、季節的に多くの人手を必要とし、且つ定年が無く元気なうちはいつまでも働き続けられる仕事があるため、全国的には高齢者とされる方が現役で働き、町の産業の支え手となっています。

このため、町の課題である高血圧を予防し、シニア世代が元気で長生きし、次世代と共にまちの中心となるまちづくりを進めます。



ホタテ稚貝の出荷作業

また、「だれもが住みたい・住み続けたい」を実現するために、心と身体のバリアフリーを目指したまちづくりを進めます。

[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
前期高齢被保険者介護認定率(年度末)	%	3.96	3.80	3.60	3.40	3.20	3.00	3.00	年

第1部 基本構想

基本目標3. 安心安全に暮らせるまちづくり

町民生活の安定は道路や上下水道といったハード面と、ごみ処理、除雪、防犯といったソフト面の安定から成り立っていますが、人口減少と共に生活基盤サービスの提供を縮小させてしまうと著しく生活が不便になってしまうため、人口減少下においても生活基盤サービスを維持、持続させることを目的として、効果的、効率的に事業を運営し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、生命財産を守るために防災、防犯、消防、救急活動を充実し、安全に暮らせるまちづくりを進めます。

[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
転入超過数	人	▲57	▲56	▲55	▲54	▲53	▲52	▲52	年

基本目標4. 豊かな心と文化を育むまちづくり

幼少期から高齢期まで、全ての年代の町民が、自然に恵まれ、歴史ある土地という増毛町の大きな財産に触れる機会を作り、ふるさと増毛を想う気持ちと、人を思いやる心を育てます。

家庭・学校・地域が協力し、未来を担う子どもたちの個性を伸ばし、豊かな心を育む教育を進めるとともに、生涯を通じて学習する機会づくりに努め、生き生きと学び続けられる環境づくりを進めます。

健康でたくましい心身を培うスポーツ活動や文化活動の充実、歴史、文化の伝承・保存活動などの生涯教育に生き生きと取り組み、心豊かな人と文化を育むまちづくりを進めます。

[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
出生者数	人	16	20	20	20	20	20	20	年

基本目標5. 町民が主人公のまちづくり

若年者人口の流出と少子化により、増毛町は高齢化と人口減少が急激に進行していますが、U・I・Jターンの促進による移住人口増加の試みや、短期、中期滞在の推進、ふるさと納税等による町の魅力発信により関係人口を増加させ、活力あるまちづくりを進めます。

コミュニティ活動を通じ、小さいまちだからこそできる、町民一人ひとりの声が反映される行政を目指し、町民が主人公のまちづくりを進めます。

[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
移住促進事業経験者の移住人数	人	1	0	1	2	3	4	10	累

第2部 基本計画

第1章 自然の恵みを活かすまちづくり

第1節 農林業

[現状と課題]

《農業》

増毛町の耕地面積の約半分を占める水稲は、「ななつぼし」「ゆめぴりか」が栽培面積の大半を占めていますが、新しい取り組みとして乾田直播栽培や、地元に酒蔵がある好条件を活かした酒米の栽培が始められており、コスト減と省力化、収量増と需要の拡大が期待されます。

平成26（'14）年度からは北海道が事業主体となり、信砂、朱文別、湯の沢、別荘地区の4地区において農業基盤整備事業が実施されており、区画整理、客土、暗渠、用排水路の継続的な整備が進められ、優れた透水性、大区画化によって、生産コストの軽減、農業経営の安定化、集落の維持と耕作地の放棄が抑えられると見込まれます。

農業基盤整備事業の成果として農地集積が進み、経営規模が拡大することから、農地所有適格法人の設立推進が課題となっていますので、各種支援制度を活用しこれを支援しているところです。

また、これまで増毛町の農業を支えてきた方の高齢化による担い手不足も大きな課題ですので、農業次世代人材投資事業や増毛町新規就農者招致特別措置要綱に基づき、次代を担う意欲的な担い手の育成を支援しています。

また、「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」等の支援制度を活用し、農村地域の資源保全と農業振興に取り組んでいます。



寒暖差により甘みが強いと評判のさくらんぼ

果物については、「さくらんぼ」「りんご」「梨」「プルーン」「ぶどう」等、多くの品種が栽培されており、「フルーツの里 ましけ」プロジェクトとして実施している果樹協会や南るもい農業協同組合と連携した道内外でのPR活動や、ふるさと納税の返礼品採用により知名度が上昇しています。

これらに加え6次産業化などによって付加価値を向上させ、増毛産果物の競争力を強める必要があります。

農業基盤整備事業の状況

項目	単位	各年度実績						最終年度実績	
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H31	種別
農業基盤整備実施面積	ha	1.9	10.2	12.8	26.1	38.3	61.4	150.7	累

※平成31（令和元）年度実績は見込の記載です。

第2部 基本計画

《林業》

増毛町の森林面積は 33,284ha と町の総面積の 90%を占め、うち 77.8%が国有林と道有林であり、一般民有林が 5,795ha（17.4%）、町有林は 1,587ha（4.8%）となっています。

木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や不在化、世代交代等によって整備が行き届かない森林が増加している反面、町内のトドマツ、カラマツなどの人工林資源は利用期を迎えておりますが、製材工場が町内に無いことから、伐採木の多くは加工前の資材として近隣市町村へ出荷されています。

このため、町内産人工材木の利用促進と付加価値の向上を目指し、公共施設等の木造化・木質化を進め、林地未利用材の効率的な集荷を進めています。

今後の森林整備にあたっては、森林環境譲与税を有効に活用するほか、増毛町森林整備計画に基づいて、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止といった森林機能の発揮を促し、資源の適正な管理と公費造林制度等を活用した計画的な森づくり事業を進めていく必要があります。

森林整備の状況						
項目	単位	各年度実績			最終年度実績	
		H29	H30	H31	H31	種別
公有林整備面積	ha	27.0	27.6	27.5	82.1	累
民有林整備面積	ha		55.1	31.8	86.9	累

※平成 31（令和元）年度実績は見込の記載です。



農業基盤整備事業により大区画化された圃場

[主な施策]

1. 農業生産基盤の整備
2. 農産物の高付加価値化・ブランド化と環境にやさしい農業の推進
3. 意欲のある新規就農者及び担い手の確保と育成
4. 「フルーツの里 ましけ」活性化プロジェクトの推進
5. 増毛産農産物の消費普及拡大
6. 公有林の整備促進
7. 民有林の適切な育成管理と整備促進の支援
8. 官民連携による植物栽培の促進
9. 鳥獣被害対策の推進

第2部 基本計画

[施策の内容]

1. 農業生産基盤の整備

- ①道営の農業基盤整備事業により、信砂、朱文別、湯の沢、別対地区の区画整理、客土、暗渠、農業用排水路を整備し、農業生産コストの抑制と優良な圃場の造成を進めます。
- ②農村集落の維持のため、農地を集積し、経営規模の拡大と遊休農地の発生を抑制します。

2. 農産物の高付加価値化・ブランド化と環境にやさしい農業の推進

- ①増毛産農産物の高付加価値化を図るため、新たな農産加工品の研究及び製造を支援します。
- ②クリーン農業によって農産物や加工品のブランド化を進め、町内の観光施設や商店等と連携し、消費の拡充を図ります。
- ③安心・安全という消費者の信頼を得て、顧客を確保するために、低農薬栽培によるクリーン農業を推進し、増毛産果物をはじめとした農産物をPRします。
- ④地元に酒蔵がある優位な条件を活かし、酒米栽培の拡充を進め地域農業のブランド化を図ります。
- ⑤安心安全な増毛産米のブランド化につながる特別栽培米づくりの取り組みを支援します。

3. 意欲のある新規就農者及び担い手の確保と育成

- ①北海道担い手育成センターの新規就農支援事業の活用や地域おこし協力隊員の募集により、農業後継者の確保や新規就農者の育成を図ります。
- ②新規就農に関する支援制度を活用し、新規就農者の経営を支援します。

4. 「フルーツの里 ましけ」活性化プロジェクトの推進

- ①増毛産果物の販路拡大と知名度の向上のため、各種イベントへの参加や販売、PR活動を推進します。
- ②ふるさと納税を活用し、農産加工品開発を支援します。

5. 増毛産農産物の消費普及拡大

- ①果物産地としての知名度を向上させるために、農協及び果樹農家と協力し、道内外のイベントへの参加や販売PR機会を設けて、販路及び消費を拡大します。
- ②ふるさと納税制度を活用し、増毛産米や果物、農産加工品の知名度向上、消費の拡大を図ります。
- ③収穫祭「郷土の味覚を楽しむ会」を実施し、増毛産の米や果物をはじめとする地域の農産物や加工品の地産地消（地商）と新たな調理メニュー、各種加工品の開発の契機づくりを進めます。



郷土の味覚を楽しむ会 賑わう会場

第2部 基本計画

6. 公有林の整備促進

- ①増毛町森林整備計画のもと、下刈、間伐、造林、作業路の手入れや、野そ駆除事業の着実な実施により、適切な保全管理と森林資源の循環利用を確立します。

7. 民有林の適切な育成管理と整備促進の支援

- ①森林所有者が森林経営計画のもとで計画的に整備を進めるよう、森林環境譲与税を活用します。
- ②整備が行き届かない森林所有者に対して経営管理を林業経営者へ委ねるように働きかけます。

8. 官民連携による植物栽培の促進

- ①増毛町の気候風土を活かした民間企業の植物栽培研究を促進し、雇用機会の拡充を図ります。

9. 鳥獣被害対策の推進

- ①エゾシカ、アライグマなどの農林業被害を及ぼす有害鳥獣を増毛町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会増毛支部と連携を図り、適切な駆除活動を進めます。



食味が良いと評判の増毛産米の稲刈り

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
農業算出額（水稻）（JA扱い分）	トン	991	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	年
農業算出額（果実）（JA扱い分）	トン	162	170	170	170	170	170	170	年
農業の担い手数（認定農業者）	人	52	65	65	65	65	65	65	年
法人化経営体数	件	3	4	4	5	5	6	6	年
産業活性化支援事業利用者数	件	0	1	1	1	1	1	5	累
6次産業化件数	件	1	1	1	1	2	2	2	年
農業基盤整備実施面積	ha	38.3	67.8	68.3	41.0	39.3	11.5	227.9	累
農地保有適格法人設立支援	件	0	1	1	1	1	1	1	年
農業次世代人材投資	件	3	4	4	4	4	4	4	年
新規就農者招致特別措置	件	3	1	1	1	1	1	5	累
果物PRイベント参加	回	6	7	7	7	7	7	7	年
公有林整備面積	ha	27.6	20.8	8.3	85.9	-	-	115.0	累
民有林整備面積	ha	55.1	88.5	88.5	88.6	-	-	265.6	累

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第1章 自然の恵みを活かすまちづくり

第2節 漁業

[現状と課題]

近年、一部の魚種を除き魚価の低迷が続いていることに加え、磯焼けによる浅海資源・藻場の減少により漁業経営は厳しさを増し、水揚げ高は約 25 億円から 30 億円で推移しています。

この状況下において、漁業生産高の向上を目的として、資源管理や増養殖の取組みを始め、既存漁場の再生と整備を漁業協同組合と連携・協議のうえ進めています。

また、水揚げされる漁獲物の地域ブランド化の開発や販売促進のため、各種イベントを通して消費の拡大と付加価値の向上を図っています。

漁業者数は 10 年前と比べると大幅に減少し、高齢化と後継者不足が進んでいますが、新規の漁業資格取得に要する費用の助成や、新規漁業者が浅海漁業を営むための船外機等の購入支援により、世代交代が進む地区もあることから、漁業の担い手及び後継者の確保に向けた施策を継続しています。

漁船・漁具の整備を目的とした近代化資金貸付制度を活用した利子補給による漁業経営基盤に対する支援のほか、老朽化が進む漁業関連施設についても各地区の漁業者数の推移、動向を考慮し、計画的に維持管理に努めています。

[主な施策]

1. 漁業資源の増殖のための栽培漁業の推進
2. 安定した漁業経営の展開と新規就業者、担い手の育成支援
3. 生産基盤の整備促進
4. 漁港水面を有効活用した資源増殖の促進
5. 民間団体・企業と連携した磯焼け対策の推進
6. 密漁被害対策の推進
7. 海獣被害対策の推進

[施策の内容]

1. 漁業資源の増殖のための栽培漁業の推進

①浅海及び沿岸漁業資源の増大のため、ウニ・アワビ・ナマコ種苗放流事業やサケ・ニシンのふ化事業への取り組みの支援を進め、安定した漁獲量の確保を図ります。

2. 安定した漁業経営の展開と新規就業者、担い手の育成支援

①漁業生産物の安心安全に関する信頼感を高め、協業化や経営の体質強化と効率的な操業体制づくりを進めます。

②漁船・漁具の整備のための近代化資金貸付制度等の活用を進めます。

③若手漁業者や担い手の確保と育成に対する支援を進め、将来へ向けて持続可能な基幹産業を支えます。

3. 生産基盤の整備促進

①漁業生産基地となる漁港機能を維持するため、別荘漁港の整備を促進します。

②沿岸の磯焼け対策と漁業資源の増大のため、既存漁場の再生と新たな漁場及び藻場造成の整備について、北海道等の関係機関と連携を図ります。

第2部 基本計画

4. 漁港水面を有効活用した資源増殖の促進

- ①漁港内において、漁獲物の消費者への安定供給と市場価格取引の有利な時期に出荷するために、漁協、漁業関係者と連携し一時蓄養を行うほか、漁業資源の増養殖活動として、海面の有効活用を図ります。

5. 民間団体・企業と連携した磯焼け対策の推進

- ①これまでの関係団体による鉄鋼スラグを活用した藻場再生実験の成果の検証と今後の藻場再生事業の拡大を図るため、「企業版ふるさと納税」の活用を進めます。



ウニ漁の磯舟

6. 密漁被害対策の推進

- ①浅海資源の増養殖を進める中で、資源の密漁行為が発生しているため、漁業協同組合、漁業者及び関係機関と連携を図り、密漁行為を未然に防ぐ取り組みを進めます。

7. 海獣被害対策の推進

- ①トドによる漁業被害を未然に防ぐため、増毛町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会増毛支部と連携を図り、適切な駆除活動を進めます。

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
漁獲量	トン	5,610	5,200	5,300	5,400	5,400	5,400	5,400	年
水揚げ高	千万円	297	260	270	280	280	280	280	年
漁獲量（なまこ）	トン	23	50	50	50	50	50	50	年
漁獲量（ウニ）	トン	68	80	80	80	80	80	80	年
漁業の新規担い手数（後継含む）	人	3	2	2	2	2	2	10	累
産業活性化支援事業利用者数	件	2	1	1	1	1	1	5	累
なまこ種苗生産	万粒	200	150	150	150	150	150	150	年
なまこ種苗放流	万粒	15	15	15	15	15	15	15	年
ウニ種苗放流	万粒	16.5	10	10	10	10	10	10	年
アワビ種苗放流	万粒	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	年
新規着業補助	件	0	1	1	1	1	1	5	累
漁業資格取得補助	件	1	1	1	1	1	1	5	累
水産基盤整備（漁場）実施面積	m ²	3,900	6,200	7,200	5,000	5,000	5,000	28,400	累
漁業近代化資金新規承認件数	件	9	10	10	10	10	10	50	累

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第1章 自然の恵みを活かすまちづくり

第3節 商工業

[現状と課題]

人口減少や消費者ニーズの多様化、交通流通網の整備、近隣市への大型店進出等の影響により、町内小売店での消費は低減の一途となっています。

このため観光事業者等と連携し、販路の開拓や需要の掘り起こし、特色ある商品の開発、きめ細かいサービスの提供等を計画、実施することが求められています。

商店や事業所では後継者や働き手の不足、経営者の高齢化により廃業するケースが増加しており、町内の経済活動の縮小と共に、増毛町商工会の会員数は、10年間で約30件減少しています。

その一方、ふるさと歴史通りを訪れる観光客の増加に伴い、新規飲食店の開業もみられるため、意欲のある新規出店者、起業者を支援し、新しい賑わいを芽吹かせる仕組み作りが課題です。

また、増毛町観光協会が実施していた「ましけマルシェ事業」については、令和元年度から休止しておりますが、町民、観光客及び事業所のニーズを把握し、再開についての検討が必要です。



春の味まつり ふるさと歴史通りでの阿波踊り

[主な施策]

1. 増毛町商工会への支援
2. 商品開発等への支援
3. 事業所および商店の事業継承への取り組み
4. 増毛町特別融資・地域総合整備事業
5. ましけマルシェ事業再開の検討



飲食店の出店が増えている ふるさと歴史通り

第2部 基本計画

[施策の内容]

1. 増毛町商工会への支援

- ①増毛町商工会に対し、指導事業・経営改善事業への補助を実施します。
- ②連合大売り出し、盆踊り、駅☆祭などの地域活性化事業を支援します。
- ③プレミアム商品券発行事業を継続実施し、町内消費を喚起します。

2. 商品開発等への支援

- ①起業希望者や、新商品開発・販路拡大等をする中小企業等へ「産業活性化支援事業補助金」を交付し、起業化の促進や、ものづくりへの支援を行います。
- ②事業者と共同し、新たなご当地グルメ等の特産品開発を推進し、その知名度の向上を図ります。

3. 事業所および商店の事業継承への取り組み

- ①商工会と連携を図り、事業主からの相談等についての協力体制を構築します。

4. 増毛町特別融資・地域総合整備事業

- ①生産設備の近代化や経営体質強化を目的とした特別融資を実施します。
- ②地域総合整備事業に対し支援します。

5. ましけマルシェ事業再開の検討

- ①ましけマルシェ事業の実施主体・場所・方法等について関係機関と協議し、再開の是非についての検討をします。

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
新規開業事業所	件	3	1	1	1	1	1	5	累
産業活性化支援事業利用件数	件	3	1	1	1	1	1	5	累
特別融資・地域総合整備	件	3	4	4	5	5	6	6	年
ご当地グルメ等の特産品の開発	件	0	0	0	1	0	1	2	累

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。



駅☆祭 ジャンボ滑り台

第2部 基本計画

第1章 自然の恵みを活かすまちづくり

第4節 雇用

[現状と課題]

町内消費の落ち込みや、海外からの安い商品の流入を要因とした競争力低下により、増毛町の水産加工業や建設業の事業所数は年々減少し、伴い雇用者数も減少傾向にあります。

一方、福祉・介護の分野においては、労働力需要は高まっているものの、就業職種の転換は進んでおらず、更に、生産年齢層の町外転出による労働力不足が顕著となっています。

労働力確保については、地域人材開発センター（パワスポ）をはじめとする機関での能力開発や、軽作業を中心に「いきがい活動事業団」による人材活用が行われています。

また、水産加工業と水産業においては外国人技能実習生の受け入れが行われており、近年は、水産加工業の技能実習生が中国人からベトナム人へと変わり、漁業においてもベトナム人やインドネシア人の受け入れが行われているため、外国人技能実習生を快く受け入れる環境づくりが求められています。

[主な施策]

1. 留萌管内町村勤労者共済会への加入促進
2. 「いきがい活動事業団」の活用
3. 外国人技能実習生を受け入れる環境づくり

[施策の内容]

1. 留萌管内町村勤労者共済会への加入促進

①勤労者の福祉向上を目的として留萌管内町村勤労者共済会への加入を促進します。

2. 「いきがい活動事業団」の活用

①軽作業労働については、「いきがい活動事業団」の積極的な活用を図り、高齢者が元気で働き続けることができる環境作りを行います。

3. 外国人技能実習生を受け入れる環境づくり

①各種イベントを通じて外国人技能実習生と町民との交流を図り、外国人技能実習生が過ごしやすい雰囲気醸成します。



国道の植え込みに花を植えるいきがい活動事業団

第2部 基本計画

[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
第2次産業就業者数(国調)	人	526	476	-	-	-	-	476	年
第3次産業就業者数(国調)	人	1,064	964	-	-	-	-	964	年
外国人技能実習生受入れ人数	人	58	80	85	90	95	100	100	年
勤労者共済会加入事業所数	件	40	40	41	41	42	42	42	年
勤労者共済会加入会員数	人	249	232	237	237	240	240	240	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。



盆踊りに浴衣姿で参加する外国人技能実習生



—外国人技能実習制度—

外国人技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としています。(厚生労働省)

増毛町でも水産業、水産加工業で実習生に技術を指導しています。

第2部 基本計画

第1章 自然の恵みを活かすまちづくり

第5節 観光

[現状と課題]

増毛町の観光は、平成 13（'01）年に「駅前の歴史的建物群と増毛小学校」が北海道遺産に指定され、また、平成 24（'12）年にリバーサイドパークで実施していた春のイベントの会場を増毛駅周辺に移したことを契機として、駅前通りが主要観光スポットとなりました。

更に、平成 28（'16）年に鉄道駅舎としての役割を終えた増毛駅を平成 30（'18）年 3 月に開業当時の規模に復元し、併せて駅舎周辺を駐車場として整備した結果、駅は観光客の起点として増毛町の新たな玄関口となり、春から秋の週末や祝日を中心に多くの観光客が周辺を散策するようになっていきます。

今後も長期的な視点を持ち、継続的に駅周辺環境の整備を進めることが求められます。

豊富な農水産物による「食」と、明治から昭和初期にかけての歴史的建築物を活かす「歴史」を組み合わせ、観光の核として売り出すための仕掛け作りが課題です。

岩尾温泉や暑寒別岳スキー場、リバーサイドパークなどの既存の観光施設は、利用者数が伸び悩んでおりますので、施設老朽化への計画的な整備に加え、町民及び周辺市町住民の利用増を促す施策の立案と実施が課題です。

秀峰・暑寒別岳を中心とした増毛山地は、平成 2（1990）年に暑寒別天売焼尻国定公園に指定され、令和 2（'20）年には 30 周年を迎え、近年は道外からの登山者も多くなっておりますので、安全に登山が楽しめるように山道を整備する等、素晴らしい自然環境を守ることが求められます。

札幌、旭川からの観光客に加え、道外や外国人観光客も増加しており、インバウンド観光客の需要に対応できる環境づくりを整えるとともに、滞在型観光の受け入れ整備や、冬期間の閑散期における集客増も今後の大きな課題です。



ライトアップされた増毛駅



登山客で賑わう暑寒別岳山頂

第2部 基本計画

[主な施策]

1. 食と歴史を活かした地域観光づくりの推進
2. 観光施設等の計画的な整備
3. 観光イベントの開催
4. 観光ボランティアガイド事業の推進
5. 増毛駅周辺の整備と景観保全
6. 宿泊施設等の充実
7. 冬期間の集客の強化
8. インバウンド観光の受入れ整備と推進
9. 地域版DMOの検討

ーインバウンドー

外国から日本への観光客のことをいいます。
訪日外国人観光客による日本国内での消費活動をインバウンド消費といいます。



ー地域版DMOー

観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。(観光庁)



春の味まつり ステージイベント

第2部 基本計画

[施策の内容]

1. 食と歴史を活かした地域観光づくりの推進

- ①歴史的建造物や町指定史跡などの地域資源の活用と周知方法を再考し、観光客が広く町内を周遊できる取り組みを推進します。
- ②増毛町の豊富な海の幸・山の幸をアピールし、また、伝統食の保存・継承などに努めます。
- ③旅行会社等と連携したツアー商品の企画や開発、モニターツアーの実施など、観光客の需要に応えられる観光地づくりを行います。

2. 観光施設等の計画的な整備

- ①岩尾温泉、暑寒別岳スキー場、リバーサイドパーク等の施設の適切な管理に努めます。
- ②暑寒別岳を中心とした暑寒別天売焼尻国定公園の自然環境を守り、登山ルート of 適切な管理と環境美化に努めます。

3. 観光イベントの開催

- ①「増毛春の味まつり」、「増毛町観光港まつり」、「増毛秋の味まつり」の内容の充実を図ります。
- ②特産市や食に関するミニイベント等を定期的で開催し、一年を通じ安定的な観光客の入り込みを目指します。

4. 観光ボランティアガイド事業の推進

- ①研修等による観光ボランティアガイドのレベルアップと増員を図ります。

5. 増毛駅周辺の整備と景観保全

- ①増毛駅周辺について、桜の植樹や、周辺の景観と調和のとれた環境整備を行い、魅力ある観光拠点作りを進めます。
- ②駅前歴史通りの景観保全対策を検討します。

6. 宿泊施設等の充実

- ①滞在型観光客の増加を目指し、宿泊施設のサービスの充実を推進します。
- ②民泊・農泊を推進し、活用を図ります。

7. 冬期間の集客の強化

- ①閑散期となる冬期間の集客増を目指し、冬期イベントの開催やスキー場の活用を図ります。

8. インバウンド観光の受入れ整備と推進

- ①外国人観光客に対応できる施設の整備や情報発信を行います。

9. 地域版DMOの検討

- ①地域版DMOについて調査、検討します。



秋の味まつり 餅まき

第2部 基本計画



観光ボランティアガイド

[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
観光客数	千人	305	310	312	312	315	315	315	年
宿泊者数	百人	130	133	133	134	134	135	135	年
岩尾温泉利用者数	百人	174	168	163	158	154	150	150	年
暑寒別岳スキー場利用者数	百人	121	118	116	114	111	110	110	年
リバーサイドキャンプ場利用者数	百人	28	27	27	26	26	25	25	年
暑寒別岳登山者数	百人	34	34	34	35	35	35	35	年
イベントの年間来場者数	千人	50	51	52	53	54	55	55	年
観光ボランティアガイド登録者数	人	7	8	8	9	9	9	9	年
観光ボランティアガイド利用件数	件	54	60	65	65	70	70	70	年
特産市または食のイベントの開催	件	0	1	1	1	2	2	2	年
ツアー商品の企画・開発又はモニターツアーの実施	件	0	1	0	1	0	1	3	累

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。



スキー場まつりでの雪中相撲大会



観光港まつり

第2部 基本計画

第2章 元気で長生きできるまちづくり

第1節 病気の予防・健康づくり

[現状と課題]

増毛町の健康課題である高血圧は、あらゆる循環器系疾患をはじめ、病気の発症や死亡に最も影響を与える危険因子とされており、健康寿命を縮め、高医療費、高介護費を招くため、その対策は急務となっています。

平成29（'17）年4月に健康寿命延伸人材育成事業（地方創生事業）として運動施設「ら・さんて」を開設し、常駐している健康運動指導士等が施設利用者へ運動機器を活用した効果的な指導を行っています。また、文化センター等での運動教室を併せて実施し、増毛町の課題であるメタボの解消を進めており、町民の健康寿命の延伸に寄与しています。

更に、令和元（'19）年10月からは、健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣が定着することを狙いとして「ましけ健康ポイント事業」を開始しました。

国保加入者については、特定健診を窓口とした個人への保健指導により、その状況は改善に向かっていますが、社保、共済加入者については「ら・さんて」や運動教室の活用や増毛醤油を旗標とした減塩の推進、食生活改善の啓発といった生活習慣改善の基盤は整備されつつあるものの、健診データを基礎とした保健指導は進んでいませんので、各地区の保健推進員の協力を得ながら、国保加入者以外の方への保健指導を実施する必要があります。

がんによる死亡の状況をみると、早期発見が可能ながん（胃・大腸・肺・乳・子宮）は全国水準と同等、若しくはそれ以下の状況ですが、がんで死亡した75歳未満の方の約8割は検診未受診のため、がん検診の受診率向上は大きな課題です。

メンタルヘルス対策については「いのち支える増毛町自殺対策行動計画（'19～'23年度）」に沿って実施しています。

感染症対策は、国内では風しんの流行による先天性風しん症候群が近年問題となり、国外感染による麻疹のアウトブレイクの問題があるため、予防接種の接種率を向上させ全体の免疫水準を維持する必要があります。

また、社会的に重大な影響のある新型インフルエンザ等の指定感染症については、平成28（'16）年に策定した「増毛町新型インフルエンザ行動計画」を基に、留萌保健所と連携し健康危機管理体制を敷いています。

[主な施策]

1. 特定健診・がん検診の受診率向上
2. 保健指導の充実、拡大
3. 高血圧ゼロのまちプロジェクト
4. 保健指導体制の充実
5. 健康寿命延伸事業



イベントでの減塩啓発

第2部 基本計画

[施策の内容]

1. 特定健診・がん検診の受診率向上

①全世帯健診申込書配布、特定健診未受診者勧奨、通院者データ受領を実施します。

2. 保健指導の充実、拡大

①重症化予防対象者、特定保健指導対象者、糖尿病性腎症重症化予防対象者、慢性腎臓病（CKD）重症化予防対象者などの訪問等による保健指導を徹底し、社会保険加入者へ拡大します。

3. 高血圧ゼロのまちプロジェクト

①地域や対象者の特性に合わせて、血圧測定や受診勧奨、減塩、禁煙の推奨などを通じ、日本高血圧学会の助言のもと「高血圧ゼロのまちづくり」を推進します。

4. 保健指導体制の充実

①計画的に専門職のマンパワーを確保し、定期的な研修を実施します。

5. 健康寿命延伸事業

①「ら・さんて」や「運動教室」を活用し、運動機能の維持や改善に取り組みます。

②「増毛醤油」を旗標とし、減塩商品を購入しやすい環境になるよう、各種事業で減塩意識を高める展示を行います。

③「ましけ健康ポイント事業」により、健康意識を向上させ、行動に結びつくよう、各事業への参加啓発に努めます。

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標						最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別	
健康寿命(男)[平均自立期間(要介護2以上)]	歳	80.0	80.2	80.3	80.5	80.6	80.8	80.8	年	
健康寿命(女)[平均自立期間(要介護2以上)]	歳	83.9	84.1	84.2	84.4	84.5	84.7	84.7	年	
脳血管疾患罹患割合（国保）	%	6.3	6.3	6.1	5.8	5.4	5.0	5.0	年	
虚血性心疾患罹患割合（国保）	%	5.5	5.5	5.2	4.8	4.4	4.0	4.0	年	
新規人工透析人数（国保）	人	1	1	1	0	0	0	0	年	
Ⅲ度高血圧者割合（国保特定健診）	%	2.1	2.1	2.1	1.0	1.0	0	0	年	
Ⅱ度高血圧者割合（国保特定健診）	%	9.9	9.9	9.9	9.0	9.0	8.0	8.0	年	
脳心血管病・糖尿病性腎症新規介護	人	5	4	3	2	1	0	0	年	
特定健診受診率（国保加入者）	%	65.6	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	年	
特定保健指導実施率（国保加入者）	%	60.8	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	年	
胃がん検診受診率	%	41.5	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	年	
大腸がん検診受診率	%	39.8	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	年	
肺がん検診受診率	%	39.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	年	
乳がん検診受診率	%	50.3	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	年	
子宮がん検診受診率	%	43.9	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	年	
訪問件数	件	667	700	700	700	700	700	700	年	
血圧手帳配布冊数	冊	-	200	200	200	200	200	1,000	累	
平均食塩摂取量（国保特定健診）	グラム	-	9.3	9.2	9.1	9.0	8.9	8.9	年	
減塩事業・健康教室実施回数	回	10	10	10	10	10	10	10	年	
健康相談実施人数（延べ）	人	161	160	160	160	160	160	160	年	

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第2章 元気で長生きできるまちづくり

第2節 医療

[現状と課題]

増毛町内には、民間の歯科医院のほか、町立の市街診療所と雄冬へき地出張診療所があり地域医療を担っていますが、固定医や看護師の確保は、他の過疎地域と同様に苦慮している状況にあり、また、人口減少や診療報酬の改定等により、収入の根幹となる診療収入が年々減少しているため、診療所運営は厳しい状況となっております。

しかし、地域の医療機関として町民からの期待は高く、その重要度は町民の高齢化とともに増していることから、経営の改善等により医療機関を維持する使命を背負っております。

現在、路線バスが運行されていない地域の住民を対象に医療バスを運行し、受診機会を確保していますが、利用者数は少ないため、運行形態等を見直し、より良い方法を検討しているところです。

また、市街診療所は、昭和56（1981）年の開業から、40年近く経過し、施設の老朽化が進んでいることから、必要に応じて修繕を行っておりますが、全面改修等、施設のあり方も含めた協議が必要です。

医療機器の経年劣化については、平成30（'18）年度に大腸スコープを更新しており、今後も良質な医療を提供するために、優先順位を付け計画的な更新を進める必要があります。



大腸スコープ



市街診療所

[主な施策]

1. 地域医療体制の充実
2. 診療所経営の安定化

第2部 基本計画

[施策の主な内容]

1. 地域医療体制の充実

- ①現診療体制を維持できるように、医師や看護師など医療スタッフの確保により、勤務環境の充実と改善を図っていきます。
- ②計画的に施設や医療機器の整備、更新を進め、町民が安心できる医療機能を維持します。
- ③診療所スタッフのスキルアップを目的として、定期的な所内研修の実施と職種別研修会への積極的な参加を継続します。



所内研修によるスキルアップ

2. 診療所経営の安定化

- ①診療収入の確保や費用の効率化（業務の省力化・診療材料費等の効率化・日常業務の改善）を推進します。

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
常駐医	人	1	1	1	1	1	1	1	年
看護師	人	8	8	8	8	8	8	8	年
医療機器更新（レントゲン装置）	式	-	-	-	-	-	1	1	累
プチ健診受診者数	人	2	5	5	5	5	5	25	累

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。



雄冬へき地出張診療所

第2部 基本計画

第2章 元気で長生きできるまちづくり

第3節 結婚・出産・子育て支援

[現状と課題]

増毛町の出生数は平成26（'14）年度まで20～30人前後で推移していましたが平成27（'15）年度以降は10～16人と減少傾向となっています。

出生数は減少しているものの手厚い子育て支援が必要な家庭や、発育発達に課題のある乳幼児・学童数は増えており、医療機関や認定こども園・学校などと連携し、個別支援が必要なケースも多くみられます。

平成31（'19）年4月より増毛町子育て世代包括支援センターが健康一番館内に開設され、これまで母子保健活動で実施してきた妊産婦から子育て期における実情の把握、保健指導、関係機関との連携などに加え、支援プランの作成や乳幼児・児童虐待予防など包括的な支援を行っています。

また、妊婦・産婦健診や乳幼児定期予防接種、新生児聴覚検査、出産準備金、乳幼児フッ素塗布、不妊治療費などの母子保健分野の公費負担・助成を継続し、子どもの医療費助成は、平成31（'19）年4月より、0歳から就業していない18歳以下までに対象を拡大し、子育て世帯における経済的負担を軽減しています。



ベビーマッサージ教室

ひとり親家庭に対する支援は、北海道事業の受付相談事務のほか、経済的社会的な負担、不安を緩和するため、地域全体での見守り、支援を行う環境の構築に努めています。

民生・児童委員による相談業務等、関係機関と連携し、子どもたちが健やかに成長する環境や子育て支援体制の充実を図り、また、ひとり親家庭に対する相談・支援体制も充実します。

婚姻に対しては、出会いから新生活の開始までの支援が必要ですので、同窓会実施補助事業の活用や、結婚祝い金の支給、祝賀会開催支援、結婚新生活支援事業補助金により、結婚をしやすい環境をつくります。

[主な施策]

1. 妊娠期から子育て期における母子保健の充実
2. 個別支援ケース（家庭環境・発育発達・虐待事例など）における支援の整備
3. ひとり親家庭の支援
4. 出産のための補助事業
5. 多子世帯への支援事業
6. 子育て支援子ども医療費助成事業の拡大
7. 婚姻支援事業

第2部 基本計画

[施策の内容]

1. 妊娠期から子育て期における母子保健の充実

- ①乳幼児健診受診率の向上及び未受診者把握を訪問等により実施します。
- ②歯科保健を充実し、乳児期からの歯科指導によるう歯罹患率の低下に努めます。

2. 個別支援ケース（家庭環境・発育発達・虐待事例など）における支援の整備

- ①特定妊婦を主に支援プランを作成します。

3. ひとり親家庭の支援

- ①関係機関との連携、民生・児童委員による相談業務を強化します。
- ②地域での見守り支援を行うための環境をつくります。
- ③各種福祉制度や母子福祉資金を有効活用します。
- ④ひとり親家庭等医療費助成による、医療への経済的な負担を軽減します。

4. 出産のための補助事業

- ①出産準備金を支給します。（母子手帳交付後及び出産後）

5. 多子世帯への支援事業

- ①増毛町多子世帯子育て支援実施要綱により子育て支援金を支給します。

6. 子育て支援子ども医療費助成事業の拡大

- ①未就業の18歳以下までの子どもの保険適用となる医療費の自己負担分を保護者に商工会商品券で助成します。

7. 婚姻支援事業

- ①増毛町に婚姻届を提出し結婚した町民や、町内で結婚祝賀会を開催する町民を支援します。
- ②同窓会実施補助事業を活用し、同級生再会の場を作ります。
- ③結婚新生活支援事業補助金の交付により、低所得世帯の婚姻に際する住居費及び引越費用の一部補助を行います。

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
出生数	人	16	20	20	20	20	20	20	年
う歯罹患率（3才児健診）	%	38.9	30.0	30.0	25.0	25.0	20.0	20.0	年
う歯罹患率（1才6か月児健診）	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	年
4～5か月児健診受診率	%	100	100	100	100	100	100	100	年
9～10か月児健診受診率	%	100	100	100	100	100	100	100	年
1才6か月児健診受診率	%	100	100	100	100	100	100	100	年
3才児健診受診率	%	85.7	90	90	100	100	100	100	年
支援プラン策定件数	件	0	3	3	3	3	3	3	年
虐待防止対策連携会議開催回数	回	0	1	1	1	1	1	1	年
婚姻組数	組	26	20	20	20	20	20	100	累
結婚祝金	件	14	17	17	17	17	17	17	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第2章 元気で長生きできるまちづくり

第4節 高齢者福祉

[現況と課題]

全国的に高齢化が進む中で、平成27(’15)年国勢調査における増毛町の高齢化率(65歳以上人口率)は42.1%と、全国平均の26.3%に比べ15ポイント以上高い状況です。

平成28(’16)年に策定した増毛町人口ビジョンにおいては、高齢化率は今後も40%代前半で推移する見通しですが、令和2年から12年(’20年～’30年)にかけては75歳以上の割合が高くなるという正念場を迎えるため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に基づき、介護予防及び疾病予防、認知症高齢者支援対策の推進、介護サービス基盤と地域生活支援体制の整備・積極的社会参加、権利擁護といった各施策、支援が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

特に、令和6(’24)年度までの5年間は、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業等の基本事業を継続し、多様な担い手による介護予防生活支援サービスの創出と認知症総合支援事業を中心とした新たな包括的支援事業を重点的に推進します。

町営の施設サービスは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉寮やすらぎ荘の3施設があり、民間事業者においても5箇所施設サービスが提供されています。



明和園運動会

養護老人ホーム(平成元年改築・定員70名)

及び特別養護老人ホーム(昭和55年新築・定員50名)は、施設の老朽化による修繕の増加や、慢性的な介護員不足、入所定員割れなどの課題を抱えているため、平成30(’18)年度より有識者と増毛町の代表者による、明和園懇話会を開催し、運営や施設のありかたについて協議を進めています。

近年、不足がみられる介護職員を充足するために、増毛町介護従事者就業支援補助金交付制度や介護従事者養成修学資金貸付制度を設けていますが、これらの制度を普及浸透させ活用し、就業に結びつけることが課題となっています。

在宅で生活する高齢者にとって、路線バスやタクシー等の公共交通機関は、買い物や通院等外出するために欠かすことのできない移動手段であることから、公共交通が運行されていない中歌地区や暑寒沢地区、湯の沢地区の交通空白地域住民へタクシー利用券を助成しているほか、運転免許証を自主返納した70歳以上の高齢者に対し路線バス回数券またはタクシー利用券の一部を助成する制度を継続し、高齢者が外出しやすい公共交通体系の維持確保に努めています。

また、障がい者の外出機会を確保するために、増毛町社会福祉協議会が実施する身体障がい者福祉協会交通費助成金事業(タクシー利用の助成)を補助しております。

外出支援については、高齢者各々の状況にあった幅広いサービスを提供するため、介護保険制度における介護予防・生活支援サービス事業の整備が課題となっています。

新たな生活の場として、友人や共通の趣味を持つ方と居住を共にして生活するシェアハウスが注目されており、増毛町においてもメリットとデメリットの見極めや、町内のニーズの把握と実施可能性の検証が求められています。

第2部 基本計画

[主な施策]

1. 多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの創出
2. 新たな包括的支援事業の推進
3. 明和園の改築
4. 交通費の助成
5. 介護予防・生活支援サービス事業の訪問サービスD事業
6. シェアハウス事業



明和園見学会

[施策の内容]

1. 多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの創出

- ①生活支援体制整備事業を中心に関係機関・町民・行政が協働で増毛町の現状と課題を検討し、住民主体によるサービスの創出を目指します。特に、配食サービスの拡大・継続に取り組むほか、新規に訪問型サービス、傾聴ボランティア、移動支援等の開始を目指します。

2. 新たな包括的支援事業の推進

- ①認知症総合支援事業に重点的に取り組み、認知症初期集中支援チーム、はいかい高齢者等 SOS システム、認知症サポーターの養成に取り組むほか、新規に認知症ケアパスの作成、認知症カフェの開設を目指します。

3. 明和園の改築

- ①入居者とその家族、地域住民が安心して過ごすことのできる施設を関係者の深い理解のもと作ります。

4. 交通費の助成

- ①交通空白地域住民へ地域交通対策事業によりタクシー利用券の一部を助成します。
- ②運転免許証自主返納者へ路線バス回数券またはタクシー利用券を助成します
- ③公共交通の利便性の向上と安定した運行のため、運行事業者への支援をします。
- ④社会福祉協議会が実施する身体障がい者福祉協会交通費助成金事業（タクシー利用の助成）への補助を行います。

5. 介護予防・生活支援サービス事業の訪問サービスD事業

- ①訪問サービスD事業（移動支援）要項を整備し、実施事業所の育成に努めます。

6. シェアハウス事業

- ①ライフスタイルの変化に応じた生活の場のあり方を検討します。

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
特別養護老人ホーム入居者数	人	28	35	35	40	40	40	40	年
養護老人ホーム入居者数	人	22	25	25	30	30	30	30	年
訪問介護事業所利用者数	人	9	12	12	12	12	12	12	年
明和園改築設計	%	0	100	-	-	-	-	100	累
明和園改築工事	%	0	10	80	10	-	-	100	累
地域交通対策事業利用者数	人	20	20	25	25	25	25	25	年
運転免許証自主返納者数	人	19	20	20	25	30	30	30	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第2章 元気で長生きできるまちづくり

第5節 地域福祉

[現状と課題]

増毛町は、子どもから高齢者、子育て支援が必要な人、障がいを持つ人など多様な人々により構成されており、近年は少子高齢化や過疎化に伴い、核家族や高齢者の単身世帯が増加し、家族機能の弱体化が進んでいます。

また価値観の多様化、連帯意識や相互扶助機能の低下など、公的な福祉施策を補完してきた町民間の関りが希薄化し、町外へ転出することを余儀なくされる方もおります。

歴史と伝統を重んじ、郷土愛に満ち、住み慣れたこの町で生活することを望む町民が未永く住み続けられるために、障がい者福祉計画や子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画などに基づく施策が実施されておりますが、制度の狭間にある問題や複合的な問題を抱える町民に対しての対策は未だ十分ではないため、身近な生活課題に対応する地域福祉のあり方を検討し、実施体制を構築することが緊要な課題です。

地域福祉の活動を進め、広めるには町民の力が不可欠であり、個々が主体的に想像し取り組むことが地域福祉の源泉です。

少子高齢化と人口減少が同時に進むなか、団塊世代の町民が、仕事社会の中心から地域社会の中心となり活躍するために、町民の生活課題を町民と共有し、問題解決のために町民同士や町民と行政及び関係機関との協働、連携の強化による支え合いの『共に生きる地域社会づくり』を進める必要があります。



老人クラブ対抗ゲーム大会

[主な施策]

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の育成
3. 地域福祉に関する活動への住民参加の促進



ゆうゆうマーシーによるフリーマーケット

第2部 基本計画

[施策の主な内容]

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

- ①公的な福祉サービスの拠点として、社会福祉協議会が行う『みんなで支え合う地域づくり』『安心して生活できる地域づくり』『人や地域を育てる仕組みづくり』の事業運営を支援します。
- ②地域の相談窓口として、行政への働きかけ、専門機関への紹介や必要サービスの紹介など、地域におけるつなぎ役、地域の絆づくりの核になる民生委員・児童委員協議会の活動を支援します。

2. 地域における社会福祉を目的とする事業の育成

- ①国が推進する高齢者自らが健康づくり活動を行い、介護予防や生活支援のサービス基盤となる活動を展開する団体の立ち上げ支援等を行う『高齢者生きがい活動促進事業』の周知や募集を行います。
- ②認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で支援する



チャリティーふれあいパーティー

『認知症サポーター』を育成する養成講座を実施します。

3. 地域福祉に関する活動への住民参加の促進

- ①高齢者や障がい者といった支援を必要とする人と、支援を提供する人の支え合い、助け合いの相互扶助の観点から生まれた助け合いボランティア『生きがい活動事業団』の活動を支援します。
- ②自主的な趣味活動・交流活動・無理のないボランティア活動から心身の健康づくりに取り組んでいる『ゆうゆうマーシー』の活動を支援します。
- ③社会福祉協議会と連携し、個人や団体でのボランティア活動が容易に取り組めるよう『ボランティアセンター』を支援します。

[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
認知症サポーター養成講座開催回数	回	0	1	1	1	1	1	1	年
民生委員人数(兼主任児童委員含む)	人	23	23	23	23	23	23	23	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第2章 元気で長生きできるまちづくり

第6節 障がい者福祉

[現況と課題]

障がい者への福祉は、平成 15（'03）年に措置費制度から支援費制度に移行し、平成 17（'05）年度に発達障害者支援法の施行、平成 18（'06）年度に障害者自立支援法が施行され、全ての障がい者を対象に障害区分を認定してサービス量を決め、所得に応じ自己負担をする制度となりました。

障害者基本法では、国や道の障害者基本計画及び各市町村の基本計画に即し、障がい者の状況を踏まえた市町村障害者計画を策定することになっています。

また、障害者自立支援法では、障がい福祉サービス（介護給付、訓練等給付、日常支援医療及び補装具支給）の数値目標や地域生活支援事業（相談支援、移動支援、日常生活用具の給付及び住宅改修など）の提供体制を記載した市町村障害福祉計画の策定が求められています。

障がい者福祉計画・障がい児福祉計画は、3年ごとに見直すことになっており、増毛町においても平成 30（'18）年度から第5期増毛町障がい者福祉計画及び第1期増毛町障がい児福祉計画を策定し各種の施策を進めております。

地域生活支援事業については、増毛町には障がい者の活動を支援する事業所がなく、留萌南部3市町の連携によりサービスを提供しており、サービスのニーズはあるものの提供体制は不十分のため、町内でのサービス業者を育成する必要があります。

また、障がいのある子に対する早期からの相談、指導、乳幼児期から就学への移行及び就学期間の支援は、子どもの持てる力を引き出し、発揮する取組みであるため、学校卒業後の就労及び地域生活への移行等、ライフサイクルを通じた支援と併せ、留萌南部3市町で連携して取り組む必要があります。

[主な施策]

1. 地域生活支援体制の構築
2. 自立支援給付と地域生活支援事業の推進
3. 就労・雇用の支援
4. 重度心身障害者医療給付事業の実施



北海道障がい者スポーツ大会

第2部 基本計画

[施策の内容]

1. 地域生活支援体制の構築

- ①障がいのある人が地域で安心して生活するために、関係機関や団体との連携を強化し、相談支援や制度、サービスの周知など、生活を支援する体制をつくります。
- ②障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るための広報、啓発や交流を進めます。
- ③地域で障がい福祉活動を展開するため、サービス提供業者の育成を進めます。

2. 自立支援給付と地域生活支援事業の推進

- ①障害者自立支援法に基づき、各種の障がい者福祉サービスに対し、介護給付や訓練等給付などの自立支援給付を行うとともに、近隣市町との連携による日常生活用具の貸与や移動支援などの地域生活支援事業を推進します。



手をつなぐ親の会によるクリスマスケーキ配布

3. 就労・雇用の支援

- ①広域的な就労に関する訓練サービスの提供や事業所への啓発、福祉的な就労機会の確保など、障がいに応じた就労・雇用の支援に努めます。
- ②町内外の事業所や関係機関の協力のもと、地域における就労支援体制の構築に向けた検討を進めます。

4. 重度心身障害者医療給付事業の実施

- ①重度心身障がい者医療費助成により医療にかかる経済的な負担を軽減します。

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
就労・雇用に結びついた割合	%	67	67	67	67	67	67	67	年
就労・雇用に向けた情報提供件数	件	3	3	3	3	3	3	3	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第2章 元気で長生きできるまちづくり

第7節 社会保障（保険制度）

〔現状と課題〕

《国民健康保険》

国民健康保険は、我が国が誇る国民皆保険制度の基盤としての役割を担っておりますが、加入者の年齢層が高いことから医療費は高く、所得は低いという構造にあるため、制度の安定を目的として平成 30（'18）年度より、財政運営の主体が市町村から都道府県に移管しました。

増毛町の国保被保険者数は、人口減少に伴い減少の一途となっており、65 歳以上の加入者が約半数を占めています。

このような状況のもと、増毛町の一人当たり医療費は、全道平均よりも高い水準で推移してきましたが、生活習慣病の早期発見と治療を目的とした特定健康診査、特定保健指導の着実な取り組みや、平成 29（'17）年度からの健康寿命延伸人材育成事業による運動施設「ら・さんて」の開設、健康づくり教室の開催、減塩推進として「増毛醤油」の開発などの取り組みにより平成 30（'18）年度の一人当たり医療費が大きく減少し、高血圧に着目した事業の成果が表れているため、今後も更に取り組みを進める必要があります。

これらの取組みを踏襲し、平成 30（'18）年 3月に策定した第 3期特定健康診査等実施計画及び第 2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づいた生活習慣病の発症予防・重症化予防を実施し医療費の適正化と健康寿命の延伸を図るための体制の維持が課題です。



高血圧ゼロのまちプロジェクト

《介護保険》

介護保険は、市町村が運営し、40 才以上の住民が加入者（被保険者）となり保険料を納め、介護が必要となったときに介護サービスを受けられる制度であり、介護サービスには、在宅、通所、施設サービスなど多種多様なメニューが用意されており、利用者のニーズに合わせてサービスが提供されます。

増毛町の介護認定者数は、平成 27（'15）年度以降は横ばいとなっていますが、65 歳以上の人口が減少しているため、介護認定率は上昇が続き、平成 30（'18）年度末で 24.6%となっています。

また、介護サービス給付費は、平成 20（'08）年度の 4 億 7 千万円から平成 28（'16）年度は 6 億 4 千万円まで上昇しましたが、平成 30（'18）年度は 6 億 3 千万円と安定してきております。

第2部 基本計画

平成30（'18）年度からの3年間の第7期介護保険計画に基づいた、65歳以上が納める介護保険料は月額6,291円となり、平成12（'00）年度制度開始当初の第1期保険料月額2,800円の2倍以上になっています。

住み慣れた町でいつまでも暮らすためには、必要に応じた介護サービスの提供と、高齢者が負担する介護保険料とのバランスが大切ですので、エビデンスに基づいた健康づくり政策や介護給付費適正化事業により介護認定率、介護給付費を適正化し、それらを北海道平均（平成28（'16）年では介護認定率19.9%、介護保険料5,617円）にまで抑えることを目標に介護保険事業を運営しております。

《後期高齢者医療制度》

後期高齢者医療制度は、増加する老人医療費に対して将来にわたり持続可能な医療制度を創設することを目的として、平成20（'08）年度から開始された制度です。

運営主体は、北海道内の全市町村で構成する北海道後期高齢者医療広域連合であることから、他の市町村や北海道と十分に連携を図り、適正に運営しております。

《国民年金》

国民年金は、老後の生活の安定を目的に創設された社会保障制度であり、公的年金の要として、すべての人が加入し国民共通の基礎年金が支給される制度です。



「ら・さんて」での運動促進

増毛町では、無年金者の解消、公的年金制度間の移動による適用漏れの解消など、年金制度を周知するために、広報に年金の記事を掲載しています。

また、これまで年金事務所での手続が必要であった厚生年金受給者の死亡時の手続を、留萌年金事務所まで赴かずに役場窓口で済ませられるよう年金事務所と連携し、利便性を向上させております。

保険料未納者の増加は年金制度への不安や生活の困窮を背景としていますが、町民の将来の生活を守るために、国民年金制度の重要性を理解していただけるよう、丁寧な説明と相談を心がけ窓口業務にあたっています。



特定健診は毎年の受診が必要

第2部 基本計画

[主な施策]

1. 国民健康保険事業の健全化
2. 介護給付費適正化の取組
3. 後期高齢者医療制度の推進
4. 国民年金制度の周知

[施策の内容]

1. 国民健康保険事業の健全化

- ①国民健康保険制度の正しい理解のために広報・啓発の取り組みを強化するとともに、滞納対策を進め国民健康保険税の収納率の向上に努めます。
- ②特定健康診査や特定保健指導の取り組みを強化し、適正な受診体制を整え、生活習慣病の早期発見・早期治療と医療費の適正化に努めます。

2. 介護給付費適正化の取組

- ①ケアプランの縦覧点検・医療情報との突合、住宅改修費の点検を行い費用の適正化を図ります。



町立明和園のホーム祭

- ②要介護認定を適正に行い、必要な人に必要な介護サービスが提供されるよう努めます。
- ③介護給付通知を実施し、受給者へのサービス提供量をお知らせします。

3. 後期高齢者医療制度の推進

- ①制度の周知徹底に努め、北海道後期高齢者医療広域連合による健全な運営に努めます。
- ②健康診査や保健指導の取り組みを強化し、適正な受診体制を整え、重症化予防と医療費の適正化に努めます。

4. 国民年金制度の周知

- ①広報・啓発の取り組みを積極的に進め、国民年金制度の周知の徹底を図ります。

第2部 基本計画

[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
第1号被保険者介護認定率(年度末)	%	23.23	23.00	22.80	22.60	22.40	22.20	22.20	年
第2号被保険者介護認定者数(年度末)	人	8	7	7	6	6	5	5	年
前期高齢被保険者介護認定率(年度末)	%	3.96	3.80	3.60	3.40	3.20	3.00	3.00	年
国保医療費地域差指数	-	1.15	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	年
1人当たり年間介護費	千円	28	28	28	27	27	27	27	年
1人当たり年間医療費(国保)	千円	475	380	380	380	380	380	380	年
1人当たり年間医療費(後期)	千円	1,169	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	年
介護予防教室実施回数	回	212	212	212	212	212	212	212	年
ら・さんて利用者数	人	6,387	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	年
運動教室実施回数	回	402	405	410	415	420	425	425	年
ら・さんてサポーター人数	人	9	12	13	14	15	15	15	年
健康ポイント達成件数	件	-	500	550	550	600	600	600	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。



町民スクールでの健康講話

第2部 基本計画

第3章 安心安全に暮らせるまちづくり

第1節 生活環境

[現状と課題]

《空き家》

人口減少や都市部への人口流出により全国的に空き家が増加しており、平成 27(’15)年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。

増毛町においても平成 31(’19)年 1 月末現在で 288 件の空き家があり、そのうち倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある特定空き家は 71 件となっています。

防災や景観の保全、災害時に生命、財産を保護するために平成 28(’16)年度から増毛町空き家等除却補助事業により除却工事費用の一部を補助し、これまでに 130 件の除却を実施しておりますが、適切な管理が行われていない特定空き家や所有者不明の空き家に対する代執行の検討や空き家所有者に対する適正管理への更なる理解と制度の周知が課題です。

《廃棄物》

増毛町のごみ処理は、近隣 3 市町（増毛町・留萌市・小平町）で構成する留萌南部衛生組合にて共同で行っております。

ごみの排出量は、人口減少に伴い減少傾向にありますが、プラ製容器や紙製容器に汚れたごみの混入が見られるため、町広報誌等を通じて適切な分別、排出の協力を継続する必要があります。

高齢者や障がい者等、ごみの分別や排出が困難な世帯に対しては、ごみ分別支援制度により支援しております。

生ごみの減量と食品ロス対策として、飲食店での会食で余剰となった料理を家庭に持ち帰っていただくためのお持ち帰り用パックの各飲食店への配布や、家庭での生ごみ排出量を低減するための生ごみ処理用コンポスト設置事業を継続します。

また、環境省が作成した「家庭でできる 10 の温暖化対策」を周知することにより、ごみの削減など環境へ配慮した取り組みを啓発します。

《し尿》

し尿処理は、一般廃棄物収集運搬許可業者が収集し、留萌南部衛生組合にて共同で実施しております。

下水道の普及により処理量は減少しておりますが、共同施設の老朽化により修繕が必要であり、今後の施設のあり方を含めて検討する必要があります。

河川や海洋の水質を保全し自然環境を守るため、公共下水道整備区域外の地域では合併処理浄化槽設置事業を継続し、計画的に整備を行なっています。

第2部 基本計画

《海岸清掃》

増毛町の海岸には毎年多くのごみが漂着しており、国内外を問わず様々な地域由来のごみが混在しています。

また、記録的な豪雨や度重なる低気圧による暴風雨、台風等の自然災害により森林から流れ出た流木も大量に漂着しています。

町では、クリーン作戦を実施する等、関係機関や町民の協力を得ながら、海岸の景観維持と海洋環境の保全に努めています。

《火葬場》

ましけ葬苑は、昭和 53（1978）年に建設され 40 年以上が経過し平成 26（'14）年から火葬炉の改修工事や休憩室の畳の取替等を行ったところですが、施設全体の老朽化が進んでおり、また、留萌市と小平町が共同設置した火葬場を使用する件数が増えていることから、火葬場の将来的な有り様について検討が必要です。

《墓地》

墓地については、少子高齢化により継承者がいないお墓（荒れ墓・無縁墓）が増加しております。

墓地の適正な管理のためにも、利用者に対して清掃のお願いや、社会の変化やニーズに合わせた今後のお墓のありかたの検討が必要です。

[主な施策]

1. 空き家の適正管理と除却補助制度の周知
2. ごみの適正な分別による減量化と資源リサイクルの推進
3. し尿処理体制の充実
4. 合併処理浄化槽の整備
5. 海岸の景観整備
6. 火葬場の施設整備
7. 墓地の整備



クリーン作戦（朱文別川河口）

第2部 基本計画

[施策の内容]

1. 空き家の適正管理と除却補助制度の周知

- ①空き家の実態把握や所有者等を調査し、空き家の適正な管理や所有者等の維持管理責任について周知・啓発を行うとともに、空き家等除却補助制度の活用により空き家等の除却を推進します。
- ②適切な管理が行われていない特定空き家や所有者不明の空き家について、特に近隣住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家に対し、代執行を検討します。
- ③増毛町空き家等対策計画に基づき、地域の安全確保と生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を促進するため、総合的な空き家等の対策を推進します。

2. ごみの適正な分別による減量化と資源リサイクルの推進

- ①ごみの分別や排出方法について、収集日カレンダーや町広報誌により啓発し、増毛町のごみ分別精度の向上を図ります。
- ②留萌南部衛生組合での広域連携のもとで、町民、事業者、行政が共に協力し3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動等の資源リサイクルを推進し環境の配慮に努めます。

3. し尿処理体制の充実

- ①し尿処理汲み取り収集業者の民間委託を継続し、留萌南部衛生組合によるし尿及び浄化槽汚泥の収集と処理体制の維持に努めます。
- ②共同施設の老朽化による修繕が必要なことから、今後、施設のあり方も含めて関係市町と検討を進めます。

4. 合併処理浄化槽の整備

- ①公共下水道整備区域外の地域での合併処理浄化槽事業を継続し、計画的な整備事業の推進を図り、自然環境を守り河川や海の水質保全を図ります。

5. 海岸の景観整備

- ①北海道の補助制度を活用して海岸漂着物の回収処理事業を継続します。
- ②きれいな海岸を維持するため、クリーン作戦を実施する等、関係機関や地域住民の協力を得ながら海岸漂着ごみの回収処理に努めます。

6. 火葬場の施設整備

- ①ましけ葬苑については、施設維持や快適に使用するための費用を勘案し、将来的な有り様について検討します。

7. 墓地の整備

- ①町営墓地については、適正管理に努め利用者に対しての清掃の協力を呼びかけます。



ましけ葬苑の清掃ボランティア

- ②継承者不在のお墓を増やさないために、合同墓の建立を含めた新たなお墓のありかたをアンケート調査の結果を基に検討します。

第2部 基本計画

[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
転入超過数	人	▲57	▲56	▲55	▲54	▲53	▲52	▲52	年
特定空き家件数	件	79	75	75	70	70	65	65	年
特定空き家除却指導	件	66	75	75	70	70	65	65	年
空き家等除却補助件数	件	32	30	30	30	30	30	30	年
ごみ分別精度(プラスチック製容器)	%	52.5	70	80	85	90	90	90	年
生ごみ排出量	t	128	125	125	120	120	115	115	年
ごみ分別支援件数	件	4	4	5	5	8	10	10	年
料理お持ち帰りパック配布数	百個	33	33	33	35	35	35	35	年
コンポスト購入取りまとめ件数	件	27	30	30	30	30	30	30	年
合併浄化槽設置件数	件	1	5	5	5	5	5	5	年
海岸漂着物回収量	t	24	22	20	20	18	18	18	年
クリーン作戦実施回数	回	1	1	1	1	1	1	1	年
合同墓設置(設計・建立)	%	-	-	100	-	-	-	100	累

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。



町職員によるイベント時のごみ分別

—特定空き家—

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう(空家等対策特別措置法)



第2部 基本計画

第3章 安心安全に暮らせるまちづくり

第2節 道路・交通

[現況と課題]

増毛町内には、国道231号線が縦断しているほか、道道3路線（主要道道増毛稲田線、一般道道暑寒公園線、一般道道増毛港線）、町道214路線が整備されています。

国道231号線は、住民生活、産業、観光を支える最も重要な幹線道路であるため、安全な通行が確保し続けられるよう国へ要望しています。

「ふるさと歴史通り」として整備した道道増毛港線は、歴史的建物群の景観と調和し多くの観光客が散策する観光ポイントであるため、鳥の糞害防止対策と景観の向上や、防災面からも無電柱化の整備を関係機関へ要望しています。

町道については、厳しい財政状況の中で維持補修工事を計画的に実施し、道路環境を維持しているところです。

橋梁については、老朽化に対応するため、損傷や劣化の程度を点検等により把握し、安全性能の低下を招かぬよう、計画的で効率的な修繕を実施し長寿命化を図っています。

冬期間の安全な通行確保を目的に、降雪状況に応じた除排雪作業を行っており、今後も除雪車が常に安定した能力を発揮できる状態を維持するため、老朽化した除雪車の計画的な更新が必要です。

公共交通機関は、平成28（'16）年に廃止されたJR留萌本線の留萌増毛線を例外とせず民間バス会社も厳しい経営状況の中、雄冬・留萌間及び札幌間のほか、隣接の留萌

市から札幌市までの都市間高速バスを運行し、通学、通勤者や高齢者、買物客、旅行客の身近で重要な地域交通手段として利用されています。

今後も生活に密着した交通網の維持と安定した運行のための支援が必要です。



増毛駅前のバス停留所

[主な施策]

1. 橋梁長寿命化計画事業
2. 除雪対策事業
3. 除雪機械更新事業
4. 地方バス路線維持補助
5. 地域の交通手段確保



駅舎オープニングセレモニー
100人テープカット

第2部 基本計画

[施策の内容]

1. 橋梁長寿命化計画事業

- ①橋梁の損傷や劣化の程度を点検し、予防保全の観点から損傷度の高い順に毎年度1橋の修繕工事と次年度修繕工事する橋を実施設計します。

2. 除雪対策事業

- ①冬道の安全な通行を確保するため、町道の除排雪体制の充実と国・北海道との情報連携体制を図り、国道・道道の交通を確保します。

3. 除雪機械更新事業

- ①老朽化により安定した能力が発揮できないことや高額な修繕費が予想される除雪車を計画的に更新します。

4. 地方バス路線維持補助

- ①町民の足を維持するために地方バス路線維持補助金を支給します。

5. 地域の交通手段確保

- ①JR廃止後の代替輸送におけるデマンド型乗合タクシーや路線バスの維持と利便性の向上、安定した運行のための支援・施策に努めます。
- ②通学、通勤者、買い物客等、また、高齢者や障がい者、交通空白地域等、町民の生活に密着した交通手段の確保に努めます。

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
橋梁長寿命化実施数	橋	1	1	1	1	1	1	5	累
町道除雪延長	km	69	69	69	69	69	69	69	年
除雪機械更新台数	台	-	1	-	1	-	1	3	累
地域交通対策事業利用者数(再掲)	人	20	20	25	25	25	25	25	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。



丁寧に行われる除雪作業

第2部 基本計画

第3章 安心安全に暮らせるまちづくり

第3節 住環境

[現状と課題]

《公園》

公園や緑地は、町民の憩いの場であり、これまでリバーサイドパーク、暑寒公園、雄冬岬岩石公園、メモリアルパーク等の公園や、パークゴルフ場（リバーサイドパークコース、暑寒コース、新暑寒コース）、認定こども園の遊具施設の整備を進めてきました。

公園や広場は、貴重なオープンスペースであり、防災面の機能とともに公共空間としての役割を果たすほか、幼児、子どもの安全な遊び場になることから、身近に公園や広場があることが望まれます。

今後は現在整備されている公園や広場、子どもの遊具が整備された子ども公園など、子どもと保護者が安心して遊べる場等の利用方法と遊具の充実など、公園の整備方針について、将来を見据えた計画が必要です。

《住宅》

平成 31（'19）年3月末現在の公営住宅の管理戸数は 329 戸（公営住宅 252 戸、改良住宅 44 戸、単身住宅 18 戸、単独住宅 15 戸）ですが、今後は増毛町住生活基本計画・長寿命化計画による将来人口を想定した再編整備が必要です。

老朽化した団地の改修や高齢化社会に対応した住宅を適正に供給するため、建替事業として平成 30（'18）年度に「はまなす団地」を建設し、令和 2（'20）年度にも新たな公営住宅の建設を計画する予定です。

住環境整備については、平成 25（'13）年度から住宅リフォーム補助事業を実施し、平成 29（'17）年度からは、子育て世帯及び三世帯同居世帯に補助金の加算を行い、住宅等の解体が促進され空き地が増加したことから、住宅を新築する場合に土地購入費の一部を補助することで未利用地の有効活用を図ります。



はまなす団地

また、人口減少を抑制するため、民間アパート及び企業の従業員宿舍の建設時に建設費用の一部を補助し、子育て世帯の定住促進と移住定住人口の確保を図っています。

[主な施策]

1. 公園・広場・緑地等施設の有効利用
2. 緑化活動の推進と花いっぱい運動の展開
3. 公営住宅等の再編整備
4. 民間住宅施策の推進

第2部 基本計画

[施策の内容]

1. 公園・広場・緑地等施設の有効利用

- ① 住民の身近な憩いの場となる公園・緑地を適正に維持管理し、住民が親しみやすい空間をつくります。
- ② 住民の憩いのスペースとなる公園緑地の確保と既存公園の充実を図ります。
- ③ 幼児、子どもの安全が守られ、保護者が安心できる遊び場となる子ども公園の充実を図ります。

2. 緑化活動の推進と花いっぱい運動の展開

- ① 公共施設等の緑化を推進するため、地域住民や団体、企業、町が一体となり緑化運動・花の植栽を展開し、花と緑が彩りを添えるまちづくりを進めます。
- ② 春を彩る桜を町内各地で咲かせるための植樹活動を住民と共に進めます。

3. 公営住宅等の再編整備

- ① 住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画により、将来的な人口を想定した既存公営住宅の再編整備を進めます。
- ② 既存の公営住宅の老朽化等を見極め、適正な維持管理に努め、高齢化社会へ対応できる住宅整備を継続します。

4. 民間住宅施策の推進

- ① 安心して住み続けられる居住環境の整備と、移住・定住人口の確保のために住宅リフォーム、民間賃貸住宅等建設、新築住宅建設支援等の補助事業を実施します。



花いっぱい運動により彩られた国道植え込み

[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
公営住宅等待機件数	件	35	33	31	29	27	25	25	年
新築住宅建設件数	件	2	3	3	3	3	3	15	累
中古住宅購入補助件数	件	6	5	5	5	5	5	25	累
民間集合住宅建設補助件数	件	2	1	1	1	1	1	5	累
公営住宅等管理戸数	件	321	313	305	305	305	305	305	年
一戸建て住宅建設補助件数	件	0	1	1	1	1	1	5	累
桜植樹本数	本	60	40	40	40	40	40	200	累

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第3章 安心安全に暮らせるまちづくり

第4節 上・下水道

[現況と課題]

《上水道》

増毛町には、増毛町上水道と阿分・別荘・岩老・雄冬の4簡易水道があります。

増毛浄水場は昭和 50（1975）年の建設から、40 年余り経過しており、建物・設備の老朽化が著しく、現在は必要最低限の修繕にて稼働していますが、近年の水質基準高度化に対応した水質維持が課題となっています。

配水管についても使用開始から 40 年を超える配水管が増えてきたため、平成 22（'10）年から平成 24（'12）年にかけて導水管の布設替え（延長 L=3.14 km）を行いましたが、今後も計画的に布設替えを実施する必要があります。

簡易水道施設についても同様に施設の老朽化が進行していますが、美味しい水の安定供給を必要最低限の修繕によって行っております。

過疎化の影響により水道使用料収入が減少していることから、上水道及び簡易水道施設の計画的な改修、更新と、将来的な水道事業の安定と美味しい水の確保及び供給に努めつつ、水道事業の経営基盤の安定化のために上水道事業と簡易水道事業の統合を検討する必要があります。



港から眺める暑寒別岳

《下水道》

平成 12（'00）年度に一部供用開始した公共下水道事業は、平成 30（'18）年度末で、管渠布設工事 20.9 km、整備面積 97.5ha、普及率 59.8%、接続率が 74.1%となっていますが、海洋・河川などの水質保全と快適な生活環境を維持するために下水道の更なる接続率の向上が課題です。

平成 21（'09）年度から一般家庭に限りディスポーザーの使用を可能として、生ごみ減量化と快適な住環境の構築に寄与しております。

下水道施設維持管理については、設備の老朽化による改修費用が増加する傾向にあることから、下水道事業の経営安定化のために、接続率向上の継続的な取り組みが必要です。

第2部 基本計画

[主な施策]

1. 水道水供給体制と施設整備
2. 下水道事業の経営安定化と接続率向上施策の推進

[施策の内容]

1. 水道水供給体制と施設整備

- ①暑寒別連峰を水源とする安心で安全な良質の水道水を安定的に供給することに努めるほか、老朽化した導水管の布設替えの実施や配水施設等の適切な維持管理を進めます。
- ②水道事業の経営基盤の安定化のため、将来的な給水人口を想定した上水道事業と簡易水道事業の統合や水道料金の見直しを検討します。

2. 下水道事業の経営安定化と接続率向上施策の推進

- ①下水道事業の経営安定化のため、地方公営企業法を適用し「経営の見える化」を図り、より一層の経営の効率化を進めます。

- ②未接続世帯への普及促進に努めるとともに、下水道使用料の見直しを検討していきます。
- ③施設の機能を維持していくため適切な維持管理に努め、老朽化した設備の計画的な改修を進めていきます。



ボンショカンベツ川

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
下水道接続率	%	74.1	74.6	75.1	75.6	76.1	76.6	76.6	年
下水道接続啓発回数	回	0	1	1	1	2	2	2	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第3章 安心安全に暮らせるまちづくり

第5節 情報通信

[現況と課題]

インターネットの進歩、浸透により、情報取得や各種契約・申請、日用品の購入、娯楽など、日常生活にインターネット環境は欠かせないものとなっています。

増毛町においては現在、ブロードバンドカバー率が100%となっており、希望により高速・大容量通信サービスを利用することが可能です。

地上デジタルテレビ放送についても、難視世帯の対策が進められ、全世帯で視聴可能となっています。

地デジ・ブロードバンド設備の維持について、塩害等に対する保全が課題となっています。

[主な施策]

1. 地デジ・ブロードバンド施設の維持

[施策の内容]

1. 地デジ・ブロードバンド施設の維持

- ①現在の地デジ・ブロードバンド施設について、塩害等から保全し、放送・通信サービスを使用できるように維持します。



[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
地上デジタルテレビ放送カバー率	%	100	100	100	100	100	100	100	年
ブロードバンドカバー率	%	100	100	100	100	100	100	100	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。



—ブロードバンド—
大容量通信ができるインターネット接続サービスを指したものです。
ADSL回線や光回線により提供されています。

第2部 基本計画



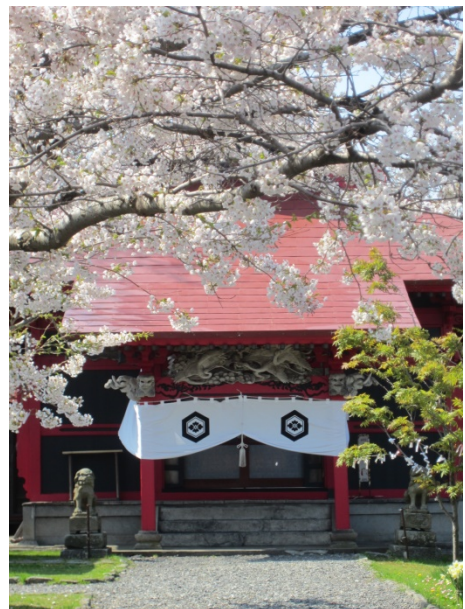
2015 フォトコンテスト優秀賞



2016 フォトコンテスト優秀賞



2017 フォトコンテスト優秀賞



2018 フォトコンテスト優秀賞



2019 フォトコンテスト最優秀賞

第2部 基本計画

第3章 安心安全に暮らせるまちづくり

第6節 消防

[現状と課題]

明治8（1875）年に火消組から始まった増毛消防は、平成30（'18）年度末で1本部1署、消防職員18名、車両7台、消防団は1団6個分団、消防団員99名、車両6台の体制となっていますが、消防庁舎と消防車両の老朽化への対応と、町民の減少と少子高齢化に伴う、消防団員の担い手不足が課題となっています。

火災件数は、過去5年間で6件発生していますが、いずれも規模は小さく済みであり、幸いにも火災による死者は発生していません。

近隣消防へ消火の応援出動を要請した実績はありませんが、大規模な火災が発生した場合の消火体制が懸念事項となっています。

平成23（'11）年に火災予防条例で設置が義務化された住宅用火災警報器の設置率と条例適合率は、全道全国平均を上回っており、町民の防火に対する意識は高いと言えます。

救急出動件数は、町内の人口は減少していますが出動件数は増加傾向にあり、65歳以上の町民と、観光客のレジャー型事故による搬送が多くなっています。

地震や台風等による大規模災害や複雑化する災害、社会の変化に伴うニーズの多様化に対応するために消防体制の充実を図りつつ、組織の見直しなどの効率化が求められています。



出初め式

[主な施策]

1. 防火意識の高揚
2. 消防体制の充実・強化



第一救急隊高規格救急車の車内

第2部 基本計画

[施策の内容]

1. 防火意識の高揚

- ①年間を通しての広報、特に春・秋の火災予防運動では、戸別訪問により防火の啓発に努めます。
- ②住宅用火災警報器の設置・維持管理状況を調査し、防火意識を高めます。

2. 消防体制の充実・強化

- ①老朽化と耐震性能に課題を抱える消防庁舎について、災害時の拠点としての機能が維持されるよう、施設状況について調査検討を進めます。
- ②導入から30年以上経過している大型水槽車の更新等、消防装備の計画的な充実を図ります。
- ③救急隊員を救急事後検証会や病院実習、各種講習に派遣し、専門的な知識・処置の習得と、技術や観察眼の向上を図ります。
- ④地域防災力の要である消防団について、団員の確保と装備の充実を図り、組織の維持と強化を図ります。
- ⑤限られた人員で迅速かつ効果的な警防活動と消防体制を維持するために、出動計画の検証と修正を行い、近隣消防との合併広域化も検討し、町民と来町者の安心安全を守る消防体制の維持、強化を図ります。



消防操法訓練

[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
火災発生件数	件	2	0	0	0	0	0	0	年
火災死亡者数	人	0	0	0	0	0	0	0	年
火災報知設置率	%	89	90	92	94	96	98	98	年
火災報知条例適合率	%	76	85	90	94	96	96	96	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第3章 安心安全に暮らせるまちづくり

第7節 防災・交通安全・防犯

[現状と課題]

《防災》

増毛町では、平成 23（'11）に発生した東日本大震災を教訓に、災害対策基本法に基づき策定された北海道地域防災計画を踏まえ、平成 31（'19）年 3 月に増毛町地域防災計画を大幅に見直しを行いました。

国民保護法の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産を保護する責務と国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的として、平成 19（'07）年に増毛町国民保護計画を策定しましたが、今後、国民保護法の改正に伴う見直しが求められます。

国の防災基本計画に基づき、災害が発生したときに、災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施することを目的として、令和元年度に増毛町業務継続計画（BCP）を作成しましたが、停電等が起こった際に必要不可欠な非常用発電機や外部電源接続装置の充実を図る必要があります。

平成 25（'13）年 12 月に施行された国土強靱化基本法に基づき、災害リスク毎に対する備え、防災、減災や早期の災害復旧を目的として、令和元年度に増毛町地域強靱化計画を策定しました。

平成 26（'14）年には増毛町津波避難計画（全体計画）を策定しましたが、更に地域ごとの津波避難計画を策定する必要があります。

また、平成 29（'17）年 2 月に北海道から公表された北海道日本海沿岸の津波浸水想定に基づき、平成 30（'18）年度に増毛町防災ハザードマップの改訂を行い、全戸に配布し、地域毎に住民説明会を開催しましたが、今後も新たな北海道日本海沿岸の津波浸水想定公表及び津波災害警戒区域の指定などの情勢変化に応じ、増毛町防災ハザードマップや避難対策計画等を改訂する必要があります。

近年、集中豪雨による水害や台風による農業被害が発生し、自然災害に対する警戒と防災意識が町民間で高まっていますので、自主防災組織の組織率の向上や災害への備え、地域での協力体制の構築が求められます。

毎年 9 月には、地震や津波等の災害に備えた全町防災訓練を実施しておりますが、今後は風水害や暴風雪などの具体的な災害を想定した訓練を検討する必要があります。

食料、生活必需品及び備品については、増毛町防災備蓄計画に基づき計画的に備蓄しておりますが、避難施設毎に、通信機器、暖房、調理器具等の資機材の整備を検討する必要があります。

災害時における避難所でのトイレの確保・管理は、極めて重要であり、仮設トイレの早急な確保、仮設トイレ設置までの簡易トイレの配備など、適切な対応が求められます。



認定こども園・小中学校避難訓練

第2部 基本計画

災害時の情報伝達手段となる防災行政無線（アナログ回線）を平成9（1997）年に整備し、戸別受信機を全戸配布しましたが、老朽化と意図しない周波数の発射規制（スプリアス規制）により、アナログ回線が使用できなくなるため、新規にデジタル回線の工事を進めており、令和3（'21）年4月1日から運用を開始する予定です。

今後も増毛町地域防災計画を基本として、各計画を定期的に見直し、災害等が発生した時に十分に機能が発揮される体制を構築しておく必要があります。

《交通安全》

増毛町は、警察や小中学校等の関係機関、団体と連携し交通事故の防止と交通安全の意識高揚に努めており、交通安全サクランボ作戦や事故ナシ(梨)アップル作戦等、町の特産品を活用した交通安全運動の実施や、交通指導員による街頭指導を行っております。

近年、高齢ドライバーのアクセルとブレーキの踏み間違い等による交通事故が多く発生していることから、後付けで設置するペダル踏み間違い加速抑制装置の設置に対する補助制度の導入を検討する他、今後も町交通安全協会や警察、学校等と協力し交通事故防止に取り組み、子どもや高齢者等の交通弱者の安全を確保し、町民一人ひとりの交通安全意識を引き上げる必要があります。



旗の波作戦による交通安全の啓発

《防犯》

地域防犯活動は、増毛町及び防犯協会、警察、各団体が連携し行われ、地域住民の生活の安全に寄与しています。

増毛町防犯協会では、全国的に児童・生徒が犯罪に巻き込まれる事件、事故が多発していることから町内に防犯カメラを設置し、また、緊急避難場所を確保する「こども110番の家事業」を展開しています。

また、高齢者を架空請求詐欺や振り込め詐欺等の特殊詐欺から守る活動も行っております。

今後も町民を犯罪から守り、安全で安心な生活ができるよう行政や警察、学校、地域が一体となった協力体制の構築を進めます。

[主な施策]

1. 防災対策の充実と強化
2. 交通安全運動と啓発事業の推進
3. 防犯対策と地域安全活動の推進

第2部 基本計画

[施策の内容]

1. 防災対策の充実と強化

- ①災害に備えるため、増毛町地域防災計画を基本に防災の啓発や避難場所の周知を徹底します。
- ②災害による被害を最小限とするため、関係機関との連携を強化し、被災や避難の状況など必要な情報を迅速に伝達・共有する体制整備を進めます。
- ③国民保護法の改正に伴い、増毛町国民保護計画の改訂を行います。
- ④増毛町業務継続計画（BCP）に基づき、災害発生直後から適切に実施できるよう、非常用発電機や外部電源接続装置等の整備を進めます。
- ⑤増毛町地域強靱化計画を指針とし、防災力、減災力を高め、災害発生時から早期に復旧できるよう、災害リスク一つひとつに対して備えます。
- ⑥北海道日本海沿岸の津波浸水想定公表及び津波災害警戒区域の指定などに応じ、増毛町防災ハザードマップや避難対策計画を改訂していきます。
- ⑦増毛町津波避難計画（全体計画）に基づき、地域ごとの津波避難計画の策定を進めます。
- ⑧地域住民等の迅速、効果的な自主的防災活動により、災害発生時の被害の軽減、二次被害の防止を目的として、地域住民や事業所等の自主防災組織の設立、育成を推進します。
- ⑨炊き出し訓練や避難所体験等を含め、地震や津波等の災害に備えた全町防災訓練を継続して実施します。また、風水害や暴風雪などの具体的な災害を想定した訓練の実施を検討します。
- ⑩増毛町防災備蓄計画に基づき、食料、生活必需品及び備品を計画的に備蓄し、避難施設の状況に応じ、通信機器、暖房器具、調理器具等の資機材の整備を進めます。
- ⑪避難所設置時の早急な仮設トイレの確保のため、供給協定団体等の関係機関と連携するよう努め、平時より住民、地域に対して、各家庭での簡易トイレの備蓄を呼びかけるとともに、ダンボールトイレ等の備蓄を進めます。
- ⑫新規に防災行政無線（デジタル回線）を整備し、全戸に戸別受信機を配布します。また、防災行政無線と SNS 等を自動連携し、多様な情報伝達手段の確保を図ります。



役場の防災訓練

第2部 基本計画

2. 交通安全運動と啓発事業の推進

- ①警察や交通安全協会、交通指導員会等の関係機関や団体との連携を強化し、幼児から高齢者まで、それぞれの年齢層に応じた交通安全の啓発と街頭指導等の各種運動を進めます。
- ②高齢ドライバーによる交通事故の減少を図るため、運転に不安のある高齢者に対し後付けで設置するペダル踏み間違い加速抑制装置の設置を促進するための補助制度導入の検討や、高齢者運転免許自主返納支援事業により運転免許の自主返納を促します。
- ③町内各所にある危険箇所の点検を行い、安全対策の向上を図ります。

3. 防犯対策と地域安全活動の推進

- ①警察や防犯協会等の関係機関・団体との連携のもと、町民の防犯意識の高揚を図り、行政、学校、PTA、地域が一体となって、町民を犯罪から守り、安全で安心な生活ができるよう協力します。
- ②防犯カメラは、犯罪の抑止や事件事故等の早期解決に大きな役割を果たしていることから、犯罪被害に遭いやすい社会的弱者（子ども、女性、高齢者）を守る対策として防犯カメラを設置し、また、子どもの緊急避難場所として「こども110番の家事業」を展開します。
- ③高齢者を架空請求詐欺や振り込め詐欺等の特殊詐欺被害から守るために、各種行事を通じて啓発活動を行います。

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
全町防災訓練実施回数	回	1	1	1	1	1	1	1	年
防災デジタル無線普及率	%	0	100	100	100	100	100	100	年
備蓄品確保（飲料水）	本	2,364	3,096	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	年
備蓄品確保（食料）	個	2,176	2,888	3,648	3,780	3,780	3,780	3,780	年
交通事故発生件数	件	86	80	70	60	50	50	50	年
交通死亡事故発生件数	人	1	0	0	0	0	0	0	年
刑法犯発生件数	件	5	5	5	3	3	3	3	年
自主防災組織新規結成組数	組	7	9	11	13	15	17	17	年
交通安全啓発回数	回	42	45	45	45	45	45	45	年
防犯啓発回数	回	39	40	40	40	40	40	40	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第3章 安心安全に暮らせるまちづくり

第8節 港湾・漁港

[現況と課題]

《港湾》

昭和 28（1953）年に地方港湾の指定を受けた増毛港は、水産物の流通拠点のほか町内で採掘された石材の積出港として重要な役割を果たし、また海洋性レクリエーションフィールドとしても利用されています。

港湾整備については、港湾整備計画に基づき国直轄事業にて、港湾機能の向上と、安心して就労できる安全な環境、水産物の衛生管理対策が施された港湾施設として整備を進めています。

平成 29（'17）年に増毛港を含む道内6港が連携して策定した、農水産物の輸出促進にむけた行動計画が国土交通省により認定されたことから、基盤整備事業として屋根付き岸壁の整備を進めています。

また、北防波堤からの越波によって、施設の被害や通行に危険な状況が発生しているため、直轄事業による越波対策の整備を要望しています。

《漁港》

町内には第1種漁港が3漁港（阿分漁港・別荘漁港・岩老漁港）、第4種漁港が1漁港（雄冬漁港）あります。

各漁港は、整備計画が終了し完成港となっていますが、将来、漁港施設の老朽化が進んだ場合は、利用隻数が減少しているため漁港施設の改修が困難になると予測され、また、一部の漁港では港内への流砂、泥の堆積により漁船の安全航行に支障をきたす恐れ

があることや、雄冬漁港の蓄養施設では、海水交換の効率が低下し、泥の堆積による機能低下が懸念されているため、漁業者との協議のうえ、今後の維持管理の方針を定める必要があります。

その他、漁船の大型化により港内が狭隘となっている漁港があり、安全な荷揚げ及び係留ができるように地元漁業者及び漁協と連携した整備要望を進めています。



ノールマリーナと増毛港

第2部 基本計画

[主な施策]

1. 港湾の整備促進
2. 漁港機能の向上
3. 増毛港の活性化



増毛港を母港とするエビ籠船

[施策の内容]

1. 港湾の整備促進

- ①港湾機能の向上、水産物の衛生管理対策の改善、港湾施設の老朽化対策の推進を図るため、港湾の整備促進を国へ要望します。

2. 漁港機能の向上

- ①地元漁業者と漁港機能向上について十分に協議し、既存の漁港機能の維持向上について、関係機関へ要請します。
- ②地域の漁業者、漁協、関係機関と連携し、漁港内の環境美化を図ります。

3. 増毛港の活性化

- ①既存の地方港湾の機能を活かし、海洋性レクリエーション基地として、ノール・マリーナの利活用を促進します。
- ②屋根付き岸壁の整備促進と生鮮類の輸出を推進します。
- ③各種イベントを通して、港に親しむ機会を提供します。



増毛港屋根付き岸壁

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
			H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6
弁天岸壁物揚場整備事業（直轄）進捗	%	-	33	67	-	-	-	100	累
別荘漁港北防波堤改良整備延長	m	134.3	12.0	24.4	28.6	65.9	30.1	161.0	累

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第3章 安心安全に暮らせるまちづくり

第9節 土地活用と公共施設

[現況と課題]

増毛町の総面積は 369.71 k㎡であり、その内訳は山林 251.54 k㎡、原野 25.84 k㎡、雑種地 3.68 k㎡、田畑 9.69 k㎡、宅地 1.38 k㎡、その他 77.58 k㎡となっています。

土地は全ての町民の生活、生産活動の場であるため、公共の福祉や自然環境の保全、社会的・経済的・文化的要件に配慮しながら総合的、計画的に利用する必要があります。

現在の課題は、離農等によって生じる農地の流動化対策ですが、土地利用の現状と地域の特性に配慮し、農業振興地域整備計画や農業基盤整備事業により次代の担い手に有効活用されるよう適切に土地利用する必要があります。

都市計画法による土地利用は、規制機能が働き適正に利用されているため、今後も適正に利用されるよう努め、快適で安全な生活環境づくりを進めます。

また、老朽化した町有施設は、損壊の恐れのあるものや防犯上措置が必要であるものから計画的に順次解体を進めており、その跡地については、人口減少による土地需要の減少を予測しつつ活用方針を定め、有効活用する必要があります。

特に、昭和 44（1969）年に建設されて以来 50 年が経過している役場本庁舎については、平成 29（'17）年度に実施した耐震診断により、大規模震災に対応することが難しいことが指摘されており、また、あらゆる行政活動、住民活動の拠点として現在および将来求められる機能を効率的に備えるべく、建て替えを含めた議論を十分な時間を確保し進める必要があります。

[主な施策]

1. 計画的で適正な土地利用の促進
2. 町有地の売却による住宅建設促進
3. 公共施設の老朽化対策
4. 役場庁舎の在り方の検討



整地された町有地（巖島神社前駐車場）

第2部 基本計画

[施策の内容]

1. 計画的で適正な土地利用の促進



老朽化した町営住宅の解体

- ①農業振興地域整備計画や森林整備計画に基づき、計画的な土地利用や保全を進め、基幹産業の発展を図ります。
- ②都市計画用途地域の適正な利用を進め、良好な住居環境や商工業の振興を促進する利便性の高い用地を確保します。

2. 町有地の売却による住宅建設促進

- ①遊休町有地の売却により住宅建設の促進を図り、定住化を促進します。

3. 公共施設の老朽化対策

- ①老朽化した公共施設について、耐震化の検討や修繕による適切な維持管理、解体など建物の状況に応じ適切な対策を講じます。

4. 役場庁舎の在り方の検討

- ①建設から50年が経過する役場本庁舎について、建て替えを含め、町民が必要とする姿となるように議論を進めます。



増毛町役場本庁舎

[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
遊休町有地の売却	件	4	1	1	1	1	1	5	累
遊休町有地の売却公募・案内	件	5	5	5	5	5	5	5	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第4章 豊かな心と文化を育むまちづくり

第1節 幼児教育・保育

[現状と課題]

少子化、核家族化の進行、女性の社会進出などによる共働き世帯の増加など、子どもを持つ家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

増毛町においても出生数の減少が著しく、今後も歯止めをかけるのは大変難しい状況にありますので、子育て施設における幼児数の一定規模を確保し、幼児教育・保育の充実を図るため、平成31（'19）年度に認定こども園（定員74名）を開設しました。

認定こども園では、幼児教育・保育を行うと共に、育児相談や園の開放といった交流事業により通園していない世帯も支援しています。

また、両親が働いている小学生の低学年を対象にした放課後児童健全育成事業（学童保育）を文化センターで実施しています。

少子化が進む現状において、幼児一人ひとりの個性を活かし、健やかで元気に成長できるよう、体制の整備と指導の充実に努めること、また、次代を担う子どもを安心して産み育てることができる子育て環境を整えることは、今後の重要な課題です。

このため、認定こども園や学童保育を効率的に運営するとともに内容の充実を図りつつ、一時保育や病児病後児保育の実施についても検討することが求められています。

また、小学校との連携を密にし、円滑に学校生活に移行できるよう取り組むなど、家庭だけではなく地域全体で、子育てに取り組む機能を高めます。

更に、子育て世帯の負担の軽減を図るため、保育料や給食費の軽減・無償化を継続する必要があります。



遊具で遊ぶ子ども達

[主な施策]

1. 認定こども園における教育・保育の充実
2. 楽しく子育てできる環境・支援体制整備
3. 子ども・子育て支援事業計画の推進
4. 保護者負担の軽減

第2部 基本計画

[施策の内容]

1. 認定こども園における教育・保育の充実

①教育・保育目標に定める「健康で明るい子ども」「思いやりのある子ども」「意欲的に遊ぶ子ども」を育成します。

2. 楽しく子育てできる環境・支援体制整備

①認定こども園における子育て支援の相談業務・小学生低学年を対象とした学童保育の運営を継続します。

②認定こども園、学童保育で実施している英語教室を継続します。

3. 子ども・子育て支援事業計画の推進

①令和2（'20）年からの子ども・子育て支援事業計画を推進することで、子育てしやすい環境を整え、地域で子育てを支援していきます。

4. 保護者負担の軽減

①認定こども園の保育料の無償化や給食費の軽減により、保護者の負担を軽減します。

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
認定こども園入園者数	人	91	80	80	80	85	90	90	年
学童保育利用者数	人	28	40	40	40	40	40	40	年
出生数（再掲）	人	16	20	20	20	20	20	20	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。



認定こども園あっぷる運動会

第2部 基本計画

第4章 豊かな心と文化を育むまちづくり

第2節 学校教育

[現状と課題]

少子化に伴う児童生徒数の減少により学校教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

増毛町においては平成12(’00)年度以降、小学校5校、中学校2校が閉校し、統合が進み、平成31(’19)年4月現在の増毛町の小中学校は、小学校1校(増毛小学校:児童数161名)、中学校1校(増毛中学校:生徒数82名)となっております。

増毛町では、「生きる力」を育む理念の実現に向け、「確かな学力」の確立と、「豊かな心・健やかな体」を育むため、学校教育の重点課題を設け、激しく変化する現代社会を生き抜く人間教育と、豊かな自然や歴史的風土を活かした特色ある学校教育を実施してきました。

また、教育活動に必要な各種教材等の整備と充実を図り、通学カバン、運動着などの準備、各種活動への参加、英語検定試験等に要する保護者負担を軽減する施策を講じており、保護者からの感謝の声も聞かれるため、今後も継続、充実させる必要があります。

近年、対象者が増加傾向にある特別支援教育については、保護者と連携・協議し、施設の改修、専門教員の配置、研修の充実などを図ります。

教育基本法が改正され、家庭教育について保護者の義務として『生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるもの』と規定されたことから、行政においても家庭教育を支援する施策を講じる必要があります。

教員の力量と使命感の向上を図るため、平成21(’09)年度より教員免許更新制度が実施されておりますが、「教えるプロとしての専門性」「心豊かな人間性」がより一層備わるよう、専門研修の充実、保護者・地域との交流を引き続き促進します。



増毛小学校 校舎



小学校入学式

[主な施策]

1. 教育活動の充実
2. 教育環境の向上
3. 保護者負担の軽減

第2部 基本計画

[施策の内容]

1. 教育活動の充実

- ①「生きる力」を育む理念の実現のために、「確かな学力」の確立と、「豊かな心・健やかな体」を育成し、激しく変化する現代社会を生き抜く人間教育と、豊かな自然や歴史的風土を活かした特色ある学校教育の充実を図ります。
- ②特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育相談や教育環境の充実に努め、関係機関の協力を得ながら特別支援教育を推進していきます。
- ③地域との交流や学校経営に対する評価の実施や公表を通じて地域に開かれた学校づくりをめざします。
- ④健やかな体の成長と育成に向けて、健康教育・体育の充実をはじめ、食の多様化が進む中で「食事の重要性」「望ましい食習慣」など食育の推進を図ります。
- ⑤いじめや問題行動は未然防止が効果的な対策であり、学校、家庭、地域が連携して、ルールづくりや生活のリズムを整えることが必要です。また、早期発見、早期対応のため、保護者と教員が十分な目配りのなかで、その役割を共通理解しながら防止に努めます。

2. 教育環境の向上

- ①少子化が進む現状の中、適切な学習環境整備と、校舎の安心安全を図るため、計画的な学校施設及び学校設備の整備を進めていきます。
- ②国際化・情報化時代に対応する教育機器の整備更新を図ります。



中学校卒業式

3. 保護者負担の軽減

- ①教育費に係る保護者負担の各種軽減措置を継続実施し、更なる充実を検討します。
(教材費の助成、通学カバンの寄贈、中学生運動着の支給、中体連参加費用の助成、校外活動・部活動等のスクールバスの運行、学校給食費の助成、高校通学費等の補助、英語検定試験などの受験料の助成、及び中学校修学旅行の支援)



増毛中学校 校舎

[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
学習支援員の配置	人	3	3	3	3	3	3	3	年
特別支援教育支援員	人	2	3	3	3	3	3	3	年
コミュニティスクールの設置	校	-	2	-	-	-	-	2	累
小学校 PC 更新整備	台	-	36	-	-	-	-	36	累

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第4章 豊かな心と文化を育むまちづくり

第3節 生涯学習

[現状と課題]

増毛町の社会教育行政は、昭和 52（1977）年に制定された「増毛町民の誓い」を基本理念とし、昭和 57（1982）年に第一次の中期計画を策定以来、5年毎に計画を立て、社会教育事業の推進を図っています。

近年は社会情勢の変化、少子高齢化の進行、価値観の多様化により町民の生活様態が変化しており、時代のニーズに応じた内容や、地域のための人材育成が求められてきております。

増毛町では平成 28（'16）年度に「第八次増毛町社会教育中期計画（平成 29（'17）年度～令和 3（'21）年度）」を策定し、社会教育の基本目標である「生き生きと学び 心豊かな 人と文化を育むまちづくり」の実現にむけて、様々な学習や体験、ボランティア活動等を通して、「まちづくり」の基本となる「人づくり」を推進していきます。

[主な施策]

1. 幼児・少年・青年・成人教育の実施
2. 女性教育の実施
3. 高齢者教育の実施



さくらコミュニティ学級卒業式

[施策の内容]

1. 幼児・少年・青年・成人教育の実施

- ①各年代領域において事業を実施し、次世代へ繋がる人づくりを推進します。

2. 女性教育の実施

- ①さくらコミュニティ学級による学習機会の提供や女性団体の交流や研修を実施します。

3. 高齢者教育の実施

- ①暑寒大学での自ら学ぶ学習機会の提供や、認定こども園の園児・保護者との世代間の交流、清掃活動などのボランティア活動により地域づくりに参画します。

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
生涯学習事業参加者数	百人	27	27	27	27	27	27	27	年
旧商家丸一本問家利用者数	百人	99	77	77	77	77	77	77	年
総合交流文化施設元陣屋利用者数	百人	89	91	91	91	91	91	91	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第4章 豊かな心と文化を育むまちづくり

第4節 生涯スポーツ

[現状と課題]

スポーツへの取り組みは、健康で充実した生活を送るうえで精神的、肉体的に重要です。

増毛町は、町立体育館、温水プール、屋内グラウンド、パークゴルフ場を有しており、スポーツ環境が充実しています。

スポーツ団体は、各種スポーツごとに連盟、協会、愛好会が10団体、スポーツ少年団6団体が組織されていますが、人口減少により、会員数や団員数が減少傾向にあります。

個人においては、健康意識の向上により、ウォーキングなど手軽にできる運動を愛好する町民が増えてきていますが、全体的には、スポーツの日常化、生活化を実践している町民が減りつつあり、スポーツ関係施設の利用者も減少傾向にあります。

増毛町では、スポーツに親しめる機会の拡充に努めるほか、施設の維持補修や環境整備を進めると共に、生涯スポーツ振興のための指導者養成や確保などを推進していきます。

[主な施策]

1. スポーツ事業の実施
2. スポーツ関連団体への補助と連携
3. 各種スポーツ交流委託事業



ましけラン 2019

[施策の内容]

1. スポーツ事業の実施

- ①町民参加の「ましけラン」の実施や気軽に参加できるスポーツ事業を普及します。

2. スポーツ関連団体への補助と連携

- ①自主的活動を進めている各団体への活動支援に努め、スポーツ少年団の遠征に係るスクールバス運行の継続などを通じ、児童生徒の健やかな心身を育成します。

3. 各種スポーツ交流委託事業

- ①各団体主催のスポーツ交流大会への支援及び補助を継続します。

[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
スポーツ活動参加者数	百人	9	10	10	10	10	10	10	年
体育団体数	団体	16	16	16	16	16	16	16	年
温水プール利用者数	百人	38	30	30	30	30	30	30	年
町立体育館利用者数	百人	68	65	65	65	65	65	65	年
屋内グラウンド利用者数	百人	106	100	100	100	100	100	100	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第4章 豊かな心と文化を育むまちづくり

第5節 歴史・郷土文化

[現状と課題]

増毛町は、北海道内において古い歴史を有しており、史跡や建物等の歴史的資源が点在しています。

歴史に恵まれた環境で、感性を育み心豊かに暮らすためには、文化・芸術活動が大きな役割を果たします。

増毛町の文化芸術活動は、文化協会加盟の20団体を中心に文化センターや各公共施設を拠点として活動が展開されていますが、団体数や会員数が減少傾向にあります。

団体数等の減少は、人が集う場や機会の減少にもつながるため、ニーズの把握や適切な情報提供などにより、団体やサークル活動を支援し、次世代を担う若い世代に文化活動に取り組み機会を継承する必要があります。

文化財については、平成30（'18）年に策定された「増毛町歴史文化保存活用基本構想」において示された基本方針をもとに施策を進めていきます。

また、日本遺産については、地域資源の再発見、再認識を目的に調査を進めています。

[主な施策]

1. 社会教育施設の活用による文化活動の推進
2. 文化財の活用や保護
3. 文化・芸術団体の活動支援



増毛町文化祭（展示の部）

[施策の内容]

1. 社会教育施設の活用による文化活動の推進

- ①文化センターを各文化芸術団体やサークルの活動の拠点として活用します。
- ②読書普及事業として、認定こども園や小・中学校への移動図書事業や読書感想文コンクール事業を実施します。
- ③旧商家丸一本間家を駅前通りにおける観光拠点として位置付け、重要文化財の一般公開や企画展を実施するほか、町内イベントと連携した集客事業を開催します。

2. 文化財の活用や保護

- ①増毛町歴史文化保存活用基本構想に基づき、各施設の有効活用を目的とした事業の実施及び各施設の維持を図ります。

3. 文化・芸術団体の活動支援

- ①文化協会、民話伝承会、町民スクール等の活動を支援し、普及します。

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
文化事業参加者数	百人	51	50	50	50	50	50	50	年
文化団体数	団体	26	20	20	20	20	20	20	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第5章 町民が主人公のまちづくり

第1節 コミュニティ

[現状と課題]

増毛町には、令和元（'19）年度末現在 57 のコミュニティ組織（自治会）があり、年 2 回の自治会長会議や連合自治会長会議の開催、町への要望事項取りまとめや清掃活動、防犯活動、敬老会等の開催を通じて住民自治の発揮と、行政の繋ぎ役を担っています。

自治会館等の設置管理形態は、町による設置や自治会単独設置、複数の自治会による管理がありますが、修繕や補修については町が一部負担しております。

また、平成 30（'18）年度に地域担当者制度を導入し、情報共有や地域で解決できない諸問題に対応するために、町職員を地域担当者として各連合自治会へ配置し、自治会、連合自治会と行政とのパイプ役としました。

今後、高齢化、人口減少に対応した自治会の再編協議が必要になると予測されますが、各自治会住民の理解のもと、町民一人ひとりがコミュニティの担い手である意識を薄めることなく取組む必要があります。

[主な施策]

1. コミュニティ組織（自治会組織）の活性化
2. コミュニティ活動の展開と支援

[施策の内容]

1. コミュニティ組織（自治会組織）の活性化

- ①過疎化や高齢化に対応した自治会の再編を地域住民と検討します。
- ②地域担当者制度により、町と自治会の連携を強化します。

2. コミュニティ活動の展開と支援

- ①各自治会のコミュニティ施設（自治会館等）の維持管理のあり方を自治会や地域住民と協議し、利便性の向上や活用促進を図るとともに、将来的に持続可能な維持管理方法を検討します。
- ②自助、共助、公助による協働のまちづくりや地域活動、地域コミュニティの形成のため、魅力ある活動内容の充を支援します。



連合自治会長研修会

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
自治会長会議開催回数	回	2	2	2	2	2	2	2	年
連合自治会長会議開催回数	回	2	2	2	2	2	2	2	年
自治会要望取り纏め件数	件	18	18	15	15	13	10	10	年
連合自治会長意見交換会開催回数	回	1	1	1	1	1	1	1	年
自治会研修会開催回数	回	1	1	1	1	1	1	1	年
北海道町内会連合会共済加入者人数	人	615	620	630	630	640	650	650	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第5章 町民が主人公のまちづくり

第2節 移住・定住・人口対策

[現状と課題]

増毛町の人口はニシン漁終期の昭和31年(1956年)に17,275人と最多になり、平成31(’19)年に4,224人と60年余りで4分の1に減少しました。

町内人口の減少は小売店、金融機関等のサービス提供施設の減少や撤退を招き、町民生活の利便性の低下と、町内での経済活動の停滞につながるため、平成28(’16)年に策定した増毛町人口ビジョンにて20年後2040年の人口を国立社会保障・人口問題研究所(社人研)推計の2,578人から3,006人にすることを目標と定めましたが、平成30(’18)年の社人研推計では、更に425人下方修正され2,153人と推計されており、人口減少に歯止めをかけるためにあらゆる施策の実施が求められています。

増毛町では平成27(’15)年度から移住希望者に対し短期居住の体験を目的として移住体験住宅を整備していますが、この住宅利用者を移住に繋げるために、増毛町での生活を体験する機会を設け、増毛町で「就労し生活する」「一定期間生活する」「退職後に移住する」といった関係人口を増やすことによって、移住人口の増加を図る施策の実施が必要です。

地域おこし協力隊制度等、増毛町に不足するサービス等と都市部からのチャレンジ精神を持つ者をマッチングし、就業、起業の支援も引き続き行う必要があります。

また、移住を進めるには、働き場所の確保と同等に住む場所の確保が必要になりますので、空き家や供用廃止となった公営住宅を活用する等、各施策との連携が求められます。



居酒屋推奨店 海鮮居酒屋 二三一

増毛町に関心を持つ人を増やすことを目的に実施している「居酒屋推奨店事業」により交流人口を増加させ、ふるさと納税等により増毛町を応援する人を増やす取り組みも、より効果的に行う必要があります。



居酒屋推奨店 海鮮居酒屋 海だより

[主な施策]

1. 生涯活躍のまち体感プロジェクト
2. 同窓会実施補助事業の実施・活用
3. 地域おこし協力隊の受入れ、就業、起業支援
4. 居酒屋推奨店事業

第2部 基本計画

[施策の内容]

1. 生涯活躍のまち体感プロジェクト

- ① 町外の移住、就労希望者に就業、健康事業、サークル活動を体験してもらうことにより、移住後の生活をイメージしてもらい、移住、季節移住、U I Jターンを促進します。
- ② 空き家・空き地バンクの内容を充実し、災害被災者等にも情報が届くよう町ホームページにて公開します。

2. 同窓会実施補助事業の実施・活用

- ① 同窓会の実施を補助し、町内での開催を促します。
- ② 同窓会実施補助事業により実施される同窓会の参加者に対し、町内の短期就労と期間中の住居を紹介します。



同窓会補助事業の活用

3. 地域おこし協力隊の受入れ、就業、起業支援

- ① 町内に不足している仕事、町民が求める仕事を掘り起こし、それら職種について地域おこし協力隊を募集します。
- ② 任期を満了した地域おこし協力隊の定住を図るため、就業、起業を支援します。



居酒屋推奨店 魚鮮水産 北海道増毛町

4. 居酒屋推奨店事業

- ① 増毛町の食材を中心に扱う居酒屋を札幌市等に認定し、増毛フェアの実施を支援します。

[KPI (重要業績評価指標)]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
移住促進事業経験者の移住人数	人	1	0	1	2	3	4	10	累
生涯活躍のまち体感PJT参加者数	人	0	2	4	4	6	6	22	累
移住体験住宅利用組数	組	8	8	8	9	10	11	11	年
空き家バンク新規登録件数	件	1	2	3	4	5	6	20	累
同窓会補助事業利用組数	組	15	15	15	17	17	20	20	年
地域おこし協力の受け入れ済み人数	人	5	8	9	9	10	10	10	年
居酒屋推奨店での増毛フェア実施	回	3	3	3	3	3	3	3	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

第5章 町民が主人公のまちづくり

第3節 財政運営

[現状と課題]

増毛町の財政事情は、長引く景気低迷により地域経済が停滞している影響もあり、歳入総額に占める町税割合が低く、依存財源である地方交付税が半分を占め、その動向により財政運営が左右される状況にあります。

また、公債費残高は減少してきているものの老朽化した公共施設の維持管理経費が増加傾向にあり、そのほか明和園や庁舎の改築等が懸案事項となっていることから今後も厳しい財政運営が続くものと予測されます。

平成26（'14）年度以降、一般会計の歳入決算額は、50億円前後で推移しており、町税などの自主財源は約20%となっていました。平成20（'08年度）年度から開始された自らが応援したい自治体へ寄附をする『ふるさと納税制度』を活用し、クレジット納付の開始や返礼品の充実等により寄附金が大きく増加（平成28（'16）年度：5億575万円）し、自主財源の構成比率を30%前後まで押し上げました。

しかし、歳入の柱である地方交付税は、人口減少や制度改革の影響を受けて減少する傾向にあり、また『ふるさと納税制度』も恒久的制度ではなく、マスコミ報道等により大きく変動する不安定な財源であることから、制度のあり方等について今後も国の動向を注視する必要があります。

一方、一般会計の歳出決算額は48億円前後で推移し、義務的経費である人件費や扶助費公債費等は年々減少しており、普通建設事業費も緊急性・重要性を考慮しながら計画的に事業を進めておりますが、公共施設の維持補修費や補助費等が増加傾向にあります。

今後は、歳入確保を図るため、町税等収納率の向上の取組強化や使用料・手数料の適正化、経常経費の節減等進めていく必要があります。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、財政健全化判断比率も健全性を保つよう財政規律を維持した財政運営に努めなければなりません。

[主な施策]

1. 歳入の確保
2. 経常経費の節減
3. 公会計の活用
4. 情報公開による透明性の向上
5. 企業版ふるさと納税の活用



町長による訓示

第2部 基本計画

[施策の内容]

1. 歳入の確保

- ①町税等収納率の向上を図るために預貯金・給与等の差し押さえ、口座振替納税の推進、タイヤロックを使用した車両の差し押さえを実施します。
また、納期内納税者との公平性を図ることから延滞金の徴収についても適正に実施します。
- ②使用料・手数料の適正化を検討します。また、未利用の町有地についても今後使用する見込みのない不動産については、積極的な売却を検討します。
- ③基金の運用については、金融機関の定期預金が低金利で推移していることから、国債等有利な債券での運用を検討します。

2. 経常経費の節減

- ①引き続き経常経費の節減を図りながら、効率的な業務遂行のため、事務事業の見直しを進めます。
- ②財政健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率、将来負担比率の発生を抑え、実質公債費比率は極端な上昇がないよう起債の借り入れ方法等を検討します。

3. 公会計の活用

- ①地方公会計制度に基づき作成した「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」を活用し、適正な資産管理や予算編成等を行います。

4. 情報公開による透明性の向上

- ①ホームページや広報誌等で、財政状況を含めた行政情報を積極的に提供するとともに、行政としての説明責任を果たし、透明性の確保に努めます。

5. 企業版ふるさと納税の活用

- ①各施策を迅速、効果的に実施するため、企業版ふるさと納税を活用します。
- ②企業版ふるさと納税の寄附先自治体に選ばれるよう、先進、且つ効果が見える化され、時代、企業のニーズに合った事業を展開します。

[KPI（重要業績評価指標）]

項目	単位	基準値	各年度目標					最終年度目標	
		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R6	種別
実質赤字比率	%	-	-	-	-	-	-	-	年
連結実質赤字比率	%	-	-	-	-	-	-	-	年
実質公債費比率	%	10.9	11.0	10.9	11.0	11.1	11.2	11.2	年
将来負担比率	%	-	-	-	-	-	-	-	年

※最終年度目標について、令和6年度時点の達成目標の場合は「年」、計画期間中の累積目標の場合は「累」と記載しています。

第2部 基本計画

町民アンケートについて

増毛町まちづくりプランの策定にあたり、町民アンケートを実施しました。

アンケートは増毛町に住民票を有する男女10歳以上の方に対し、性別、年代および居住地区（住民基本台帳上の住所）について、実際の割合となるよう送付数を調整し、無作為抽出にて800人に送付し、334件（42%）の回答を得ています。

項目	計		男		女		性別無回答	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
配布数	800	100%	368	46%	432	54%		
回答数	334	42%	120	33%	190	44%	24	

町民アンケート結果の読み取り

回答を得たアンケートについて、全体（全世代）の集計と各年代での集計を行い、年代で特徴が見られる項目を取り上げ、各年代の課題等について読み取りました。

全体（全年代）の結果

〈増毛町での生活〉

『増毛町が好きですか』の設問については、「はい」78%、「いいえ」1%という結果になりました。

項目	計		男		女		性別無回答	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
はい	260	78%	90	75%	152	80%	18	75%
いいえ	5	1%	2	2%	3	2%	0	0%
どちらでもない	66	20%	27	23%	33	17%	6	25%
無回答	3	1%	1	1%	2	1%	0	0%

『今後も増毛町に住み続けたいですか』の設問については、「ずっと住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」「一時的に離れることはあっても、増毛町に住み続けたい」合わせて72%という結果になりました。

項目	計		男		女		性別無回答	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
住み続けたい	133	40%	44	37%	80	42%	9	38%
どちらかというに住み続けたい	95	28%	34	28%	54	28%	7	29%
一度離れても住み続けたい	14	4%	7	6%	6	3%	1	4%
どちらともいえない	52	16%	20	17%	29	15%	3	13%
どちらかというに住み続けたくない	14	4%	2	2%	10	5%	2	8%
町外に移り住みたい	10	3%	6	5%	4	2%	0	0%
無回答	16	5%	7	6%	7	4%	2	8%

『今後も増毛町に住み続けたいですか』の設問において、「ずっと住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」「一時的に離れることはあっても、増毛町に住み続けたい」と回答した理由については、「住み慣れた場所だから」「自然環境が良いから」「家・土地があるから」が50%を超えました。

項目	計		男		女		性別無回答	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
住み慣れた場所だから	163	67%	54	64%	96	69%	13	76%
生まれ育ったふるさとだから	104	43%	42	49%	56	40%	6	35%
家・土地があるから	124	51%	49	58%	65	46%	10	59%
親や親戚がいるから	48	20%	14	16%	31	22%	3	18%
友人など人間関係が良いから	80	33%	21	25%	53	38%	6	35%
自然環境が良いから	132	55%	49	58%	77	55%	6	35%
生活に便利だから	19	8%	3	4%	14	10%	2	12%
仕事があるから	39	16%	17	20%	20	14%	2	12%
教育環境が良いから	7	3%	3	4%	4	3%	0	0%
医療・福祉が行き届いているから	10	4%	2	2%	7	5%	1	6%

第3部 付録

『今後も増毛町に住み続けたいですか』の設問において、「町外に移り住みたい」「どちらかといえば住み続けたくない」「どちらともいえない」と回答した人の理由は、「交通が不便だから」「医療・福祉面に不安があるから」「就業の機会・職業選択の余地が少ないから」が50%を超えました。

また、男女の回答に開きがあった項目については、男性は「レジャー・娯楽施設が少ない」、女性は「医療・福祉面に不安があるから」と回答する割合が高くなっています。

項目	計		男		女		性別無回答	
就業機会・職業選択が少ない	40	53%	17	61%	21	49%	2	40%
生活が不便	35	46%	13	46%	19	44%	3	60%
交通が不便	45	59%	17	61%	23	53%	5	100%
医療・福祉が不安	42	55%	12	43%	27	63%	3	60%
宅地や住まいの確保が困難	9	12%	3	11%	5	12%	1	20%
レジャー・娯楽が少ない	24	32%	13	46%	11	26%	0	0%
地域生活・風土になじめない	6	8%	2	7%	3	7%	1	20%
子育て環境が不十分	8	11%	3	11%	5	12%	0	0%
教育環境が不十分	9	12%	3	11%	6	14%	0	0%
積雪等厳しい自然環境	29	38%	8	29%	19	44%	2	40%
まちに活気・魅力がない	19	25%	10	36%	6	14%	3	60%
若者が少ない	17	22%	7	25%	9	21%	1	20%

アンケートの結果から、増毛町へ愛着を抱いている町民が多く、住み続けたいと考えている人は7割以上となっており、増毛町に住み慣れ、自然環境の良さが住み続けたい理由となっています。

一方、町外に移り住みたいと考えている理由は交通の不便さ等が背景にあることが読み取れますので、これらの課題を施策によって改善していく必要があります。

〈行政・施策〉

行政の取り組みについて産業、観光・健康、福祉・子育て支援・生活基盤等について現在の満足度と将来的な重要度についての回答を集計しました。

現在の満足度

各施策において、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答された割合が高い施策は、「健康づくり」「ごみ処理対策」「観光」の順となりました。

1	健康づくり	53.0%
2	ごみ処理対策	46.7%
3	観光	46.1%
4	学校教育	45.8%
5	道路・除雪対策	45.2%
6	防災対策	45.2%
7	文化活動、施設	44.6%
8	子育て支援	44.0%
9	医療	43.7%
10	上下水道	41.6%

一方、各施策において、「不満である」「どちらかといえば満足していない」と回答された割合が高い施策は、「公共交通機関」「ごみ処理対策」「明和園の運営」の順でした。

1	公共交通機関	32.6%
2	ごみ処理対策	23.4%
3	明和園の運営	22.5%
4	公園・遊具	21.0%
5	道路・除雪対策	20.4%
6	商工業	18.6%
7	介護	17.1%
8	家屋・墓地の管理	17.1%
9	医療	15.9%
10	移住・定住	15.9%

第3部 付録

今後の重要度

各施策において、「重視している」「どちらかといえば重視している」と回答された割合が高い施策は、「道路・除雪対策」「医療」「観光」の順となりました。

1	道路・除雪対策	65.9%
2	医療	64.4%
3	観光	62.3%
4	ごみ処理対策	60.5%
5	健康づくり	58.7%
6	防災対策	57.5%
7	子育て支援	54.2%
8	商工業	53.6%
9	漁業・水産業	53.3%
10	学校教育	53.3%

一方、各施策において、「重視していない」「どちらかといえば重視していない」と回答された割合が高い施策は、「移住・定住」「明和園の運営」「介護」の順となりました。

1	移住・定住	7.8%
2	明和園の運営	7.5%
3	介護	6.3%
4	地域コミュニティ	6.3%
5	林業	6.0%
6	商工業	6.0%
7	公共交通機関	6.0%
8	町民参加	6.0%
9	高齢者・障がい者福祉	5.7%
10	ごみ処理対策	5.1%

『行政改革で重点を置くべき項目』は、「町職員の対応」「町有地や公共施設の整理、合理化、有効活用」「補助金などの整理、合理化」の順で高くなっています。

項目	計		男		女		性別無回答	
町職員の対応	119	36%	47	39%	63	33%	9	38%
職員数の削減、人件費の抑制	70	21%	20	17%	39	21%	11	46%
町民協働参画による事業検討、実施	66	20%	25	21%	32	17%	9	38%
受益者負担の適正化	52	16%	15	13%	32	17%	5	21%
補助金の整理、合理化	87	26%	33	28%	47	25%	7	29%
事務事業・施設運営の民間委託	44	13%	26	22%	15	8%	3	13%
窓口サービスの向上	73	22%	19	16%	47	25%	7	29%
行政評価の導入	35	10%	17	14%	15	8%	3	13%
近隣市町村との連携強化・広域連携	74	22%	41	34%	29	15%	4	17%
町有地や施設の整理、合理化、活用	102	31%	41	34%	56	29%	5	21%

『「行政サービスの水準」と「町民の負担」とのバランス』については、「税によらず、受益者負担を求める」「民間・町民参加により維持・充実」の割合が高くなりました。

項目	計		男		女		性別無回答	
民間・町民参加により維持・充実	73	22%	30	25%	40	21%	3	13%
税によらず、受益者負担を求める	99	30%	31	26%	59	31%	9	38%
行政サービスを抑え負担を抑える	32	10%	12	10%	19	10%	1	4%
行政サービスを充実し負担を求める	25	7%	17	14%	7	4%	1	4%
わからない	80	24%	24	20%	46	24%	10	42%
その他	1	0%	0	0%	1	1%	0	0%
無回答	24	7%	6	5%	18	9%	0	0%

『町政への町民の意見反映の度合い』については、「よく反映されている」「ある程度、反映されている」が半数を超えています。

項目	計		男		女		性別無回答	
よく反映	9	3%	4	3%	4	2%	1	4%
ある程度反映	183	55%	62	52%	109	57%	12	50%
あまり反映されてない	96	29%	40	33%	49	26%	7	29%
ほとんど反映されていない	11	3%	2	2%	6	3%	3	13%
無回答	35	10%	12	10%	22	12%	1	4%

第3部 付録

『町政への町民の意見反映の方法』は、回答の割合が拮抗しました。

項目	計		男		女		性別無回答	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
アンケート、町政懇談会	98	21%	39	23%	54	20%	5	14%
町長、職員が集まりに出向く	114	24%	40	23%	65	24%	9	24%
計画策定時の町民参画	95	20%	37	21%	51	19%	7	19%
町民の提案機会確保	132	28%	46	27%	72	27%	14	38%
無回答	37	8%	11	6%	24	9%	2	5%

アンケートの結果から行政・施策への評価は、平成27年度より注力して進めている、「健康づくり」「歴史と食の観光づくり」の満足度が高いことが分かります。

一方、「公共交通機関」に対しては満足度が低くなっており、対策が急がれます。

また、行政を進める上で、職員の対応の向上が求められており、施設の合理化、補助金の見直しについて検討する余地が読み取れます。

まちづくりにおいては、町民の声が比較的反映されていると感じている方が多く、今後も、様々な窓口から意見を集める必要があることが読み取れます。

〈外から見た増毛町のイメージ〉

『増毛町の認知度が高まっていると感じるか』の設問については、「感じている」「やや感じている」が7割を超える結果になりました。

項目	計		男		女		性別無回答	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
感じている	85	25%	25	21%	58	31%	2	8%
やや感じている	156	47%	58	48%	86	45%	12	50%
あまり感じない	70	21%	27	23%	36	19%	7	29%
ほとんど感じない	7	2%	4	3%	2	1%	1	4%
無回答	16	5%	6	5%	8	4%	2	8%

『増毛町の印象やイメージ』の設問については、「良くなっている」「やや良くなっている」で6割を超えました。

項目	計		男		女		性別無回答	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
良くなっている	76	23%	22	18%	50	26%	4	17%
やや良くなっている	126	38%	47	39%	70	37%	9	38%
変わらない	101	30%	41	34%	54	28%	6	25%
やや悪くなっている	13	4%	4	3%	8	4%	1	4%
悪くなっている	5	1%	1	1%	2	1%	2	8%
無回答	13	4%	5	4%	6	3%	2	8%

〈少子高齢化対策〉

『少子化対策として注力すべき施策』の設問については、「就労支援・就労環境改善」「子育て家庭に対する経済的支援」「結婚・出産対策」「保育サービス・子育てサポートの充実」が3割を超えています。

項目	計		男		女		性別無回答	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
結婚・出産対策	125	37%	47	39%	68	36%	10	42%
妊娠出産相談・不妊治療	33	10%	12	10%	18	9%	3	13%
子育て相談支援体制の充実	84	25%	29	24%	48	25%	7	29%
保育サービス・子育てサポートの充実	117	35%	46	38%	68	36%	3	13%
児童館・学童保育の充実	72	22%	23	19%	46	24%	3	13%
児童虐待防止	31	9%	12	10%	18	9%	1	4%
子育て家庭に対する経済的支援	127	38%	50	42%	69	36%	8	33%
子育て世帯向けの住宅支援	64	19%	26	22%	37	19%	1	4%
就労支援・就労環境改善	157	47%	67	56%	78	41%	12	50%

第3部 付録

『高齢化対策として注力すべき施策』の設問については、「安心して生活できる環境の整備」「家族介護者への支援」「介護保険によるサービスや施設の充実」「生きがいつくりや働く場の充実」が3割を超えています。

項目	計		男		女		性別無回答	
生きがいつくりや働く場の充実	99	30%	47	39%	46	24%	6	25%
安心して生活できる環境の整備	149	45%	55	46%	84	44%	10	42%
介護予防の充実	60	18%	22	18%	33	17%	5	21%
介護保険サービス、施設の充実	104	31%	32	27%	67	35%	5	21%
個人負担福祉サービス高齢者住宅	69	21%	21	18%	41	22%	7	29%
地域での見守り、助け合い活動	72	22%	19	16%	47	25%	6	25%
認知症高齢者支援	67	20%	25	21%	35	18%	7	29%
家族介護者支援	148	44%	49	41%	91	48%	8	33%
総合相談・情報提供体制の整備	38	11%	14	12%	22	12%	2	8%
介護人材の確保・育成対策	85	25%	38	32%	45	24%	2	8%

『老後への不安』の設問については、「少し不安を感じる」が5割となっています。

項目	計		男		女		性別無回答	
不安を感じていない	43	13%	15	13%	25	13%	3	13%
少し不安を感じる	166	50%	60	50%	93	49%	13	54%
大いに不安を感じる	97	29%	35	29%	54	28%	8	33%
無回答	28	8%	10	8%	18	9%	0	0%

『老後への不安の理由』の設問については、「自身や家族の健康や介護」「生活費」が多くなっています。

項目	計		男		女		性別無回答	
自身や家族の健康や介護	195	74%	64	67%	115	78%	16	76%
生きがいや趣味	29	11%	20	21%	9	6%	0	0%
家や家族（跡継）、お墓の管理	87	33%	38	40%	43	29%	6	29%
仕事	32	12%	14	15%	18	12%	0	0%
生活費	136	52%	42	44%	81	55%	13	62%

アンケートの結果から、少子高齢化への対応、対策は多岐にわたる施策が必要であることが読み取れますが、本件については年代別での読み取りが特に求められます。

〈コミュニティ・住民活動〉

『自治会や子ども会、老人クラブなどの地域の活動や行事への参加度合い』の設問の回答は、「ほとんど参加していない」が最多となっていますが、「時々、参加している」「なるべく参加している」「積極的に参加している」を合わせると、「ほとんど参加していない」「現在はほとんど参加していない」よりも多くなっています。

項目	計		男		女		性別無回答	
積極的に参加	45	17%	25	21%	17	9%	3	13%
なるべく参加	64	24%	25	21%	36	19%	3	13%
時々参加	65	25%	18	15%	41	22%	6	25%
ほとんど不参加	107	41%	38	32%	63	33%	6	25%
以前は参加、現在不参加	42	16%	12	10%	25	13%	5	21%
無回答	11	4%	2	2%	8	4%	1	4%

『参加している地域活動』は、「自治会」「スポーツ、文化系団体」が多くなっています。

項目	計		男		女		性別無回答	
自治会	148	44%	63	53%	74	39%	11	46%
子育て・教育	17	5%	4	3%	12	6%	1	4%
スポーツ・文化団体	57	17%	21	18%	32	17%	4	17%
老人クラブ	20	6%	7	6%	10	5%	3	13%
婦人会	9	3%	0	0%	8	4%	1	4%
消防団	2	1%	2	2%	0	0%	0	0%
ほとんど参加していない	132	40%	47	39%	79	42%	6	25%

第3部 付録

『今後、参加したい活動』の設問については、「自然保護・愛護・清掃活動」「福祉ボランティア活動」「各種イベント・町・地区の行事」の回答が多くなっています。

項目	計		男		女		性別無回答	
自然保護・愛護活動・清掃活動	138	41%	59	49%	69	36%	10	42%
リサイクル・省資源・地球温暖化防止活動	64	19%	28	23%	33	17%	3	13%
福祉ボランティア活動	94	28%	22	18%	65	34%	7	29%
歴史文化活動	34	10%	20	17%	13	7%	1	4%
青少年育成活動	26	8%	11	9%	13	7%	2	8%
健康なまちづくり活動	46	14%	23	19%	21	11%	2	8%
消防・防災、交通安全、防犯活動	47	14%	22	18%	20	11%	5	21%
イベント	91	27%	39	33%	45	24%	7	29%
観光活動	29	9%	11	9%	17	9%	1	4%
国内外との交流活動	14	4%	5	4%	9	5%	0	0%
特産品開発・技術研究活動	16	5%	9	8%	6	3%	1	4%
まちづくりの推進役	12	4%	7	6%	4	2%	1	4%

『地域活動・課題解決の担い手』については、「地域住民と行政が協働して行うべき」が最多となっています。

項目	計		男		女		性別無回答	
地域住民と行政が協働	168	50%	66	55%	88	46%	14	58%
できるだけ地域住民	15	4%	6	5%	9	5%	0	0%
行政が主体となり地域住民と連携	109	33%	34	28%	67	35%	8	33%
すべて行政が行う	6	2%	2	2%	4	2%	0	0%
その他	4	1%	3	3%	1	1%	0	0%
無回答	32	10%	9	8%	21	11%	2	8%

アンケートの結果から、自治会活動に多くの町民が関わっている事が読み取れます。また、行政のみでは手が行き届かない自然保護や清掃活動、今後需要が増える高齢者福祉や町が進めるおもてなしの観光について、住民と行政が協働で推進する可能性が見える結果となっています。

〈行政課題〉

『(昨年10月に閉店した)「ましけマルシェ」の再開』の設問については、「再開した方が良い」という回答が最多となっています。

項目	計		男		女		性別無回答	
再開した方が良い	155	46%	53	44%	92	48%	10	42%
再開は不要	59	18%	22	18%	32	17%	5	21%
わからない	109	33%	40	33%	60	32%	9	38%
無回答	11	3%	5	4%	6	3%	0	0%

『「ましけマルシェ」が再開した場合の利用』は、「利用する」が最多となりました。

項目	計		男		女		性別無回答	
利用する	145	43%	49	41%	87	46%	9	38%
利用しない	59	18%	22	18%	35	18%	2	8%
わからない	116	35%	45	38%	59	31%	12	50%
無回答	14	4%	4	3%	9	5%	1	4%

『お墓等の所有』の設問については、「先祖から受継ぎ所有」が最多となっています。

項目	計		男		女		性別無回答	
先祖から受継ぎ所有	151	45%	47	39%	92	48%	12	50%
自代で取得し所有	35	10%	11	9%	19	10%	5	21%
先祖から受継ぐ予定	44	13%	21	18%	21	11%	2	8%
所有しておらず予定もない	72	22%	33	28%	37	19%	2	8%
その他	9	3%	1	1%	7	4%	1	4%
無回答	23	7%	7	6%	14	7%	2	8%

第3部 付録

お墓を所有（予定）している人への『墓じまいを検討したことがあるか』の設問については、「ある」が半数を超えました。

項目	計		男		女		性別無回答	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
あり	105	56%	34	59%	60	54%	11	65%
なし	72	39%	22	38%	44	40%	6	35%
無回答	9	5%	2	3%	7	6%	0	0%

『合同墓（合葬墓地）の必要性』については、「必要と思う」との回答が6割を超えました。

項目	計		男		女		性別無回答	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
必要と思う	208	62%	72	60%	119	63%	17	71%
必要と思わない	21	6%	10	8%	10	5%	1	4%
わからない	68	20%	22	18%	41	22%	5	21%
無回答	37	11%	16	13%	20	11%	1	4%

『人口減少対策、町外からの人の受け入れ』の設問については、「町外からの人を受け入れる必要はない」と考える住民は少数でした。

項目	計		男		女		性別無回答	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
移住・定住（長期滞在）	206	62%	81	68%	110	58%	15	63%
滞在型観光・アルバイト（中期滞在）	55	16%	15	13%	38	20%	2	8%
日帰り・宿泊・交流（短期滞在）	34	10%	7	6%	24	13%	3	13%
町外からの受け入れ不要	11	3%	6	5%	4	2%	1	4%
無回答	28	8%	11	9%	14	7%	3	13%

町行政に求められる課題は多岐に渡っており、これまで民間、民営にて担って来ていたサービスや新たに求められるサービスも増えていますので、町民の声に耳を傾けた施策の計画、実施が必要です。

年代別の回答

<10代>

『今後も増毛町に住み続けたいですか』

「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」全体 68%、10代 35%

「一度離れても住み続けたい」全体 4%、10代 16%

進学・就職により町外に出ても、増毛町に戻りたいという意向が読み取れます。

以前よりこの様に考えている人々がいたと仮定した場合、「増毛町に住んでいた人が、「退職後に移住する」「一定期間滞在するための施策」が有効であると考えられます。

『増毛町に住み続けたいと思わない理由』

「就業の機会・職業選択の余地が少ないから」全体 53%、10代 78%

「レジャー・娯楽施設が少ないから」全体 32%、10代 56%

『行政施策【公共交通機関】』

「今後重視」全体 26%、10代 55%

「レジャー・娯楽施設が少ないから」「公共交通機関」の項目に特徴がありました。このことから、10代はまだ運転免許証を持っておらず、友人とのレジャー、買い物のために都会に行くための交通手段に課題を抱えていることが読み取れます。

第3部 付録

『行政施策【子育て支援】』

「満足」全体 19%、10代 35%

「今後重視」全体 36%、10代 50%

『行政施策【学校教育】』

「満足」全体 18%、10代 35%

『行政施策【スポーツ活動・施設】』

「満足」全体 8%、10代 25%

『行政施策【文化活動・施設】』

「満足」全体 11%、10代 30%

子育て支援、学校教育、スポーツ・文化活動、施設について、全体と比較して満足度が高いことが読み取れます。

『少子化対策事業』

「児童虐待防止」全体 9%、10代 25%

「児童虐待防止」を重視する回答が全体の2倍以上となっているため、本件について注視が必要です。

〈20代〉

『今後も増毛町に住み続けたいですか』

「住み続けたい」全体 40%、20代 0%

『増毛町に住み続けたいと思わない理由』

「医療・福祉が不安」全体 55%、20代 100%

「レジャー・娯楽施設が少ないから」全体 32%、20代 75%

「子育て環境が不十分」全体 11%、20代 50%

増毛町に住み続けたいという回答はなく、医療・福祉、レジャー・娯楽施設について不満を抱えていることが分かります。

『行政施策【子育て支援】』

「満足」「やや満足」全体 44%、20代 64%

「今後重視」全体 36%、20代 64%

『行政施策【公園・遊具】』

「不満」「やや不満」全体 21%、20代 36%

「今後重視」「やや重視」全体 46%、20代 91%

『少子化対策事業』

「就労支援・就労環境改善」全体 47%、20代 73%

「保育サービス・子育てサポートの充実」全体 35%、20代 55%

子育て環境が不十分という回答が多くなっていますが、子育て支援については、満足している人が比較的多いことが読み取れます。

子育て支援については、公園・遊具の充実や保育サービスに加え、自らの就労環境改善について課題と感じている人が多いことが読み取れます。

第3部 付録

『地域活動への参加』

「不参加」「ほとんど不参加」全体 57%、20代 82%

『参加している活動』

「自治会」全体 44%、20代 9%

「スポーツ・文化団体」全体 17%、20代 27%

地域活動に参加する20代は少ない状況にありますが、スポーツや文化団体など、趣味等を同じくする人々との集まりには参加していることが読み取れます。

自治会への参加が少ないことや、「増毛町に住み続けたいと思わない」と考える理由に「地域生活・風土になじめない」と答える人が多くなっていることから、「ずっと住み続けたい」という人を増やすためには、若年者と地域との結び付けを促す取組みが、必要であると考えられます。

(参考)

『増毛町に住み続けたいと思わない理由』

「地域生活・風土になじめない」全体 8%、20代 25%

<30代>

『増毛町が好きですか』

「はい」全体 78%、30代 47%

『今後も増毛町に住み続けたいですか』

「住み続けたい」全体 40%、30代 0%

『増毛町に住み続けたいと思わない理由』

「レジャー・娯楽施設が少ないから」全体 32%、30代 70%

「子育て環境が不十分」全体 11%、30代 40%

「就業機会・職業選択が少ない」全体 55%、30代 80%

増毛町に住み続けたいという回答はなく、レジャー・娯楽施設、子育て環境、就業機会・職業選択について不満を抱えていることが分かります。

『行政施策【子育て支援】』

「満足」「やや満足」全体 44%、30代 41%

「今後重視」全体 36%、30代 59%

『行政施策【幼児教育】』

「満足」「やや満足」全体 39%、30代 29%

「今後重視」全体 25%、30代 47%

『行政施策【学校教育】』

「満足」「やや満足」全体 46%、30代 29%

「今後重視」全体 28%、30代 47%

『参加している活動』

「自治会」全体 44%、30代 18%

「子育て・教育」全体 5%、30代 35%

第3部 付録

『少子化対策事業』

「子育て家庭に対する経済的支援」全体 38%、30代 65%

「結婚・出産対策」全体 37%、30代 59%

「妊娠出産相談・不妊治療」全体 10%、30代 29%

子育て支援については概ね満足されており、今後も重要視されています。

幼児・学校教育については全体よりも満足度は低く、今後重視している方が多くなっており、また子育て・教育に関する活動への参加する人の割合は他世代よりも高くなっており、子育てへの関心が高いことが分かります。

少子化対策については、経済的支援のほか、妊娠・出産に対する援助が他世代よりも高くなっており、30代に対して妊娠・出産に対する施策が求められます。

〈40代〉

『増毛町に住み続けたいと思う理由』

「仕事があるから」全体 16%、40代 38%

『増毛町に住み続けたいと思わない理由』

「レジャー・娯楽施設が少ないから」全体 32%、40代 58%

「就業機会・職業選択が少ない」全体 55%、40代 75%

仕事の関係で増毛町に住んでいると答えた人が多くなっています。人口減少対策として、就業場所を確保することが必要であることが分かります。

レジャー・娯楽施設や就業機会に対して不満を感じている人が多くなっていますが、20代、30代よりも不満を感じている人の割合が少なくなっています。

『行政施策【子育て支援】』

「満足」全体 19%、40代 39%

「今後重視」全体 36%、40代 47%

『少子化対策事業』

「子育て世帯向けの住宅支援」全体 19%、40代 34%

「児童館・学童保育の充実」全体 22%、40代 34%

子育て支援については満足している人の割合が他世代よりも高くなっています。

子育て世代向けの住宅支援、児童館・学童保育の充実を求める人の割合が他世代よりも高くなっています。

〈50代〉

『増毛町に住み続けたいと思わない理由』

「レジャー・娯楽施設が少ないから」全体 32%、50代 5%

50代からレジャー・娯楽施設に対する不満が少なくなってきました。

『高齢化対策事業』

「家族介護者支援」全体 44%、50代 56%

介護支援を求める方が多くなっており、親等の介護に課題を抱える方が50代から高まってきています。

第3部 付録

『参加している活動』

「自治会」全体 44%、50代 50%

50代から自治会への参加が増加してきます。

『参加したい活動』

「自然保護・愛護活動・清掃活動」全体 41%、50代 50%

「福祉ボランティア活動」全体 28%、50代 38%

自然保護や清掃活動、福祉ボランティアへの参加の高まりが増えてきますので、仕事と両立しながら参加できるよう、参加の間口を広げることによりスムーズにボランティアに参加できる町民が増えることが期待されます。

〈60代〉

『今後も増毛町に住み続けたいですか』

「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」全体 68%、60代 77%

『増毛町に住み続けたいと思う理由』

「自然環境が良いから」全体 55%、60代 69%

「家・土地があるから」全体 51%、60代 64%

「友人など人間関係が良いから」全体 33%、60代 45%

『増毛町に住み続けたいと思わない理由』

「交通が不便」全体 59%、60代 75%

「レジャー・娯楽が少ない」全体 32%、60代 8%

住み続けたいと考える方が60代から増えており、その理由としては、土地、人との繋がりが重視されています。

また、住み続けたいと思わない理由は交通機関の不便を感じる方が多く、レジャー・娯楽に関しての不満は少なくなっています。

『行政施策【健康づくり】』

「満足」「やや満足」全体 53%、60代 65%

「今後重視」「やや重視」全体 59%、60代 65%

『行政施策【医療】』

「今後重視」「やや重視」全体 64%、60代 77%

『行政施策【介護】』

「今後重視」「やや重視」全体 53%、60代 69%

『行政施策【高齢者・障がい者福祉】』

「今後重視」「やや重視」全体 52%、60代 68%

『行政施策【明和園の運営】』

「今後重視」「やや重視」全体 50%、60代 68%

『行政施策【高齢者の生きがい活動】』

「今後重視」「やや重視」全体 44%、60代 61%

健康づくり、医療、介護、生きがいについて考える方が多くなってきます。

第3部 付録

〈70代以上〉

『今後も増毛町に住み続けたいですか』

「住み続けたい」全体 40%、70代以上 62%

『増毛町に住み続けたいと思わない理由』

「医療・福祉が不安」全体 55%、70代以上 100%

「積雪等厳しい自然環境」全体 38%、70代以上 67%

「レジャー・娯楽が少ない」全体 32%、70代以上 0%

住み続けたいと考える方は、70代以上が最も多くなっています。

また、住み続けたいと思わない理由は医療・福祉への不安や、積雪等に不便を感じる方が多く、レジャー・娯楽に関しての不満はなくなっています。

『老後不安に思うこと』

「自身や家族の健康や介護」全体 74%、70代以上 87%

健康、介護に関し不安を感じている割合は70代以上で、より多くなっています。

〈アンケートまとめ〉

『増毛町に住み続けたいですか』の設問に「一度離れても住み続けたい」と最も多く答えた割合が高い年代は10代であったため、増毛町へUターンできる施策を考える必要があります。

『増毛町が好きですか』の設問に「はい」と答える割合が最も少なかった年代は20代であり、また、『増毛町に住み続けたいですか』の設問に「住み続けたい」等と答える割合が最も少なかった年代は30代でした。

『住み続けたいと思わない理由』として20代30代に共通している回答は、「レジャー・娯楽が少ない」「子育て環境が不十分」があげられましたが、両年代に共通して『行政施策【公園・遊具】』に「不満」「やや不満」と答える割合が高くなっており、公園・遊具の整備が求められています。（「不満」「やや不満」全体 21%、20代 36%、30代 35%）

40代では『老後不安に思うこと』の回答に「仕事」をあげた割合と『行政施策【健康づくり】』の回答に「今後重視」とあげた割合が全世代で一番高くなっており、年を取っても働きたい意向が読み取れますので、「健康づくり」と「定年無く働き続ける」事を結びつけた健康寿命延伸事業の周知と普及が必要です。

50代60代は『参加している地域活動』に「自治会」あげた人が多く、自治会の担い手となっています。また、『参加したい活動』に「自然保護・清掃」「リサイクル・地球温暖化」「福祉ボランティア」活動をあげる割合が高いため、地域活動への参加呼びかけにより、町民の力を発揮する機会づくりが求められます。

70代以上は『増毛町が好きですか』の設問に「はい」と答えた割合が88%と最も高くなっています。

また『行政施策【医療】』の回答に「満足」「やや満足」と答えた割合が最も高くなっており、町立市街診療所が高齢者の安心に大きな役割を果たしていることが分かります。

皆様より頂きましたアンケート結果は、まちづくりプランの各施策や、施策に基づき実施する各事業への参考とさせていただきます。

ご協力頂きまして大変ありがとうございました。

第3部 付録

まちづくりプラン策定合同会議名簿

(五十音順・敬称略)

総合計画審議会委員

石田 和夫
上野 剛
川島 優
酒井 倫明
佐藤 弓子
澤井 享司 (委員長)
棚橋 初美
飛内 眞吾
林 眞二
山口 加代子

総合戦略町民会議委員

相内 宏行
穂田 美恵子
岡田 寛伸
風間 祐美子
桂 由子
北島 福太郎
小松 雅俊
佐藤 久美子
里見 清孝
仙北 清孝
高橋 典夫
成澤 貫
福井 俊英
藤田 繁
吉田 章 (座長)
若月 桂一

会 議

令和元年 7月31日	第1回	総合計画審議会
8月27日	第1回	総合戦略町民会議
10月29日	第1回	新まちづくりプラン策定合同会議
12月17日	第2回	新まちづくりプラン策定合同会議
令和2年 2月 6日	第3回	新まちづくりプラン策定合同会議



町民の誓い

わたくしたちは、美しくそびえる暑寒の連峰と無限に広がる日本海にいだかれた増毛町の町民です。

わたくしたちは、風雪に耐えて郷土を開いた先人の偉業をしのび、輝かしい歴史と伝統を受け継いで、この町に住むことを誇りに思っています。

わたくしたちは、愛する郷土の発展を願い、より豊かな町づくりを目指して、ここに町民の誓いをさだめます。

- 1 からだを鍛え、仕事にはげみ、明るい町をつくりま
- 1 きまりを守り、力を合わせ、住みよい町をつくりま
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、美しい町をつくりま
- 1 心ゆたかに、文化を高め、楽しい町をつくりま
- 1 資源を活かし、未来をひらき、生きがいのある町をつくりま

(昭和52年2月1日制定)

増毛町町章

限りない本町の発展を表現したもので、「増毛」の文字を象形化し町民の団結と円満な明朗融和の精神を象徴しています



増毛町まちづくりプラン
増毛町総合計画
増毛町総合戦略

増毛町役場企画財政課企画係
TEL 0164-53-1110
e-mail kikakuzaisei@town.mashike.lg.jp
令和2（2020）年3月策定